

清代徐州における文字獄と禁書再刊

——『白耄山人集』を中心に——

尹

敏

志

はじめに

第一章 閻氏文字獄始末

第一節 閻爾梅と山東大逆案

第二節 閻大鏞と乾隆文字獄

第三節 清初閻爾梅集家刻本の一考察

第二章 清末における閻爾梅著作の再刊

第一節 金陵書局から雲龍書院へ

第二節 『徐州詩徵』から『徐州二遺民集』へ

第三節 光緒再刊本の性格と評價

おわりに

はじめに

中國の歴史に禁書は珍しくないが、清代が最も厳しく、文字獄が頻發したとされている。梁啓超・錢穆・蕭一山らは、文字獄の巨大な壓力が學者たちを考證に没頭させ、その結果「漢學」あるいは「樸學」が盛んになったとする。⁽¹⁾ 湯淺幸孫は順治の初めから乾隆の末にかけてしばしば文字獄が起こり、犯す者は戮夷され、重謫され、家族にも殘酷な刑罰が行われたとしている。⁽²⁾ 岡本さへは、偶發的な文字獄より禁書のほうがはるかに長期的、系統的であつたと指摘する。⁽³⁾

一方、こうした見方を疑う研究者もいる。井上進は、順治より乾隆初年に至る間の文字獄の多くは反清的態度が問題となつたものであり、むしろ「逆案」と呼ぶのが正しいとする。⁽⁴⁾ 趙志毅も、「文字獄」とは民國人が類似した案件を集めて歸納的に言つたもので、純粹に文字のために罪を招いたのは三十九パーセントに過ぎないと指摘する。⁽⁵⁾

清代の禁書政策の時期的推移も研究者の關心を集めてきた。L・C・グッドリッチは康熙末期から文字獄と禁書がはじまり、乾隆時代に全盛となつたと指摘している。⁽⁶⁾ 丁原基は康熙・雍正・乾隆の情勢をひとしなみに論じる傾向を批判して、三朝における禁書の性格を區別し、乾隆期にいたつて最も苛酷となつたとする。⁽⁷⁾ 郭成康・林鐵鈞の統計によれば、康熙・雍正・乾隆期にはそれぞれ十件未満、二十件程度、百三十件以上の文字獄が発生した。⁽⁸⁾ 潘承玉は康熙十七年（一六七八）から同四十九年にかけて文字獄は發生せず、順治以降の四朝において書籍政策が最も緩やかだつたとする。⁽⁹⁾ いずれも乾隆期の禁書が厳しいという點では共通している。

しかし、乾隆期といつても、一括りにするわけにはゆかない。早くに杉村勇造は、乾隆の禁書は江蘇・浙江・安徽・江西省等文化の中心地で厳しく、他の地方ごとに北方諸省では緩やかであると述べた。⁽¹⁰⁾ R・K・ガイ・黄愛平・吳哲夫・黄裳らは、乾隆三十九年（一七七四）『四庫全書』の編纂開始から禁書政策が擴がついていったとする。⁽¹¹⁾

乾隆より後の時代について、劉乾は嘉慶中期に禁書が再刊されはじめ、道光朝に至ると刊行が大規模になつたと指摘し、⁽¹²⁾

松村昂は禁書が事實上一八五〇年ごろに解消されたと主張する。⁽¹³⁾ 謝國楨・L・A・ストルーフは再刊禁書の一部について書誌的研究を行い、李爽は同治期の漢族官員の擡頭と『錢注杜詩』再刊の關係を示し、王汎森は道光・咸豐期以降の禁書再刊の研究を更に進めた。⁽¹⁶⁾ しかしながら、先行研究が使っている史料はほぼ政府側のものに限られるか、書誌學の枠を超えておらず、禁書政策と地方社會との關係、とくに文字獄を被った家族についての微視的研究は少ない。⁽¹⁷⁾

本稿では家族側の記録が豊富な徐州閻氏を取り上げて、まず文字獄を論じ、その對象となった詩文集の刊刻について述べ（第一章）、ついで文集の再刊とその背景を検討すること（第二章）、從來江南に集中していた清代禁書研究に新しい局面を切り拓きたい。徐州は中國の南北の交差點に位置し、清末には大きな社會變動に見舞われ、それが禁書再刊にも影響しているのである。

閻爾梅、字は用卿、號は古古・白耆山人であり、萬曆三十一年（一六〇三）沛縣に生まれ、崇禎年間に舉人となり、復社のメンバーであった。⁽¹⁸⁾ 崇禎帝の死後に成立した弘光政權下にあつて當時揚州にいた史可法に對して、閻爾梅は山東・河南に進出することを何度も進言したが、採用されなかった。ついで史の幕府を去り、義勇兵を募つて清軍への抵抗を續けた。南京が打ち破られた後、髪を剃つて自ら「蹈東和尚」と稱した。その後、彼は清政府轉覆を劃策したために捕らえられたが、脱獄して十年間の逃亡生活を送った。晩年に沛縣に歸り、康熙十八年（一六七九）に死去した。⁽¹⁹⁾

『白耆山人詩集』『白耆山人文集』を含む『白耆山人集』は現存するものの、削除と燬版を経て、原刻本は稀少である。⁽²⁰⁾ 清末には魯一同、民國初年には張相文・楊鍾義等が閻爾梅の遺文を探し、事跡を考察したが、未解明の部分が多く残されている。近年の閻爾梅研究は、彼の文學的評價や詩文集の版本や交遊など各方面に及んでいるが、乾隆文字獄當時の閻氏一族に注目した研究や光緒再刊本についての研究は存在しない。

閻爾梅の子孫は代々『閻氏族譜』寫本一冊を傳存してきた。二〇一〇年、十九世孫である閻煥燦氏の家で『世系譜』一冊と『里居譜』一冊の寫本が発見された。⁽²¹⁾ 以上の三冊は十八世孫である閻強氏が保管しており、公表されていない。

二〇一九年二月、筆者は現地調査を行った。『閩氏族譜』には明の弘治から清の同治年間にかけての人名・親族關係及び簡略な傳記が含まれ、表紙には書名のほかに、續修の時期（道光乙酉、同治三年）が記され、さらに「二〇〇六冬釘補、編目、編頁。煥燦」とある。『世系譜』『里居譜』はすでに改裝され、表紙には何も記されていない。『世系譜』は（１）「世系譜」―閩爾梅の祖父環、父思訥、爾梅・爾羹・爾鼎の三兄弟、爾梅の子の昺・哭、哭の子の圻の傳記、（２）「閩範譜」―以上の男性の配偶者の傳記である。『里居譜』は、（１）「里居譜」―閩爾梅と友人の往來書簡、（２）「墳墓譜」―閩氏の墳墓位置・墓誌銘と親友の追悼文、（３）「訓言譜」―閩爾梅が子に與えた手紙と語錄、（４）「未刻文目」―閩爾梅父子の未刊稿目録、（５）「文學・孝太學訓言」―閩昺・哭の語錄、（６）閩大鋪案の記錄から成る。三冊の寫本の字體は同じでなく、『里居譜』の（１）（５）と（６）とのあいだでも字體が顯著に異なっており、（６）の末に「咸豐壬子秋八月晦日俊三焯撰」と署名されている。閩焯貞は閩爾梅の子孫、字は俊三、諸生であつた。⁽²⁵⁾（６）は別として、『世系譜』『里居譜』の成立年代は確定できないが、内容の下限は康熙時代である。

民國初年、張相文が『閩古全書』を編集した時、閩漢亭から家藏の『文集』・『詩集』と「家乘一帙」を送られた。⁽²⁶⁾『世系譜』に收録される閩圻「四世文節白耆山人傳」と同題の文章が『閩古全書』卷一の附傳としてあるが、兩者を照合したところ、前者の文字がわずかに多いものの、内容はほとんど一致している。「家乘一帙」は、三冊の清寫本を指している可能性がある。だが、張氏はこれを『白耆山人年譜』の編纂にしか使っておらず、現在の研究者のなかでも薛以偉が「四世文節白耆山人傳」の「山人平生以詩名、其爲詩凡數變、成集者亦非一種。初刻『江上草』…（中略）…七刻『蹈東居詩』』という字句を使っているだけである。⁽²⁷⁾

本稿は『閩氏族譜』『世系譜』『里居譜』を總合的に活用し、檔案・清實錄・地方志・清人別集などの史料と相互に對照して、『白耆山人集』の初刊本と後刊本との關係、禁書となつた經緯、そして再刊の過程を考察する。また、徐州の地方社會の變遷をみることで、再刊本の持つ意味についても検討する。

第一章 閻氏文字獄始末

順治及び乾隆年間に、閻氏はそれぞれ閻爾梅・大鏞の文字獄のために災難に遭った。爾梅の文字獄については、政府側の記録として檔案一點が残るほかには、同時代人の詩文に簡略あるいは晦澁な字句が見られるだけである。一方、大鏞の事件は檔案や實錄などに記録が残されたが、事件の全貌を窺うことはできない。本章は前述の寫本の記録をもとにして兩事件の始末を整理するとともに、現存する『白耆山人集』の版本系統や流布・保存の状況を検討する。

第一節 閻爾梅と山東大逆案

順治八年（一六五二）閻爾梅は北京へ行き、真空寺に滞在した。その間の彼の行跡がわからないので、反清運動の情報を集めていたと指摘する研究者もいる。⁽³⁰⁾翌年、閻は捕らえられ、濟南の獄に入れられたが、三年後に脱獄に成功した。この事件は同時代の詩文にしばしば言及されている。例えば、龔鼎孳は「家を破るも仍お張儉に歸るべし、禮無ければ眞に當に晏嬰を責むべし」と言い、⁽³¹⁾袁佑は「張儉家有りなお客を作し、管寧席を分かちて已に郷無し」と言い、⁽³²⁾顧景星は「何顒遊説して眞に名士なり、張儉郷に還りて豈に逸民ならんや。」⁽³³⁾と言った。張儉は東漢の「黨錮の禁」で有名な人物であり、亡命後に「其の經歷せし所、重誅に伏する者は十を以て數え、宗親并びに皆殄滅せられ」ている。⁽³⁴⁾三人がいずれも閻爾梅を張儉にたとえているのは、大逆事件に巻き込まれた人々が多かったことを示しており、そこには彼を咎めるニュアンスも含まれていた。

檔案はこの事件の斷片のみを記録している。すなわち順治十三年（一六五六）一月に、漕運總督蔡士英は各地の舊案を調査する中で、次のように述べている。

一件、直省總督馬光輝、沛縣舉人閻爾梅を題參し、九年十一月内に於いて漕運總督に咨行して催過すること三次、直

省總督・山東巡撫に催過すること七次、等因。臣査するに此の案、順治九年七月に於いて、直省總督馬光輝の咨を准くるに、沛縣舉人閻爾梅並びに窩賊人魏君重等を拿せんとす。隨いて該前總漕臣沈文奎官を差して徐に赴かしめ、淮徐道張斌並びに徐營副將陳一貫に著して協力して閻爾梅等犯を將て拿獲せしむ。隨いて淮徐道八月十二日に於いて直省に解赴するを経て、總督收審し、具疏題參す。旨を奉ずるに「督・撫・按に著して嚴究して擬罪せしめよ」とあり。十二月に於いて該刑部咨を備えて臣に到る。臣、閻爾梅等叛逆に關系し長途往返に便ならざるを以て、且らく先に彼に解し審究題參を経れば、自ずから應に仍りて彼の處に在りて回奏して結案すべし。當即到縁由を備載し、直省總督に移咨し訖る。前冬又た部咨を准けて催を行い、旋いでまた直省總督に咨催して回奏せしめ訖る。今十二年九月の内、復た該督の咨を准くるに開すらく、閻爾梅 濟南府推官詹謹之の逃を縱すところと爲る、と。又該督の題參を経て案に在り。應に仍りて彼處の緝結を聽すべし。臣固より再問を容るる無し。⁽³⁶⁾

この記録から、この時閻爾梅は依然として亡命していたことが分かる。ただ、いぶかしいのは、漕運總督・淮徐道按察使僉事などの官員が協力して捕らえた重大犯であつたにもかかわらず、推官詹謹之が敢えて彼を逃がしたことである。

この疑問については魯一同がすでに初步的な整理を行っているが、詹の動機や閻との個人的關係には言及していない。⁽³⁶⁾ところが、「四世文節白弁山人傳」を見ると、より詳しい事情が判明する。閻爾梅は順治九年（二六五二）に沛縣で捕まつた後、護送されて北に行き、まず大名府の獄に入れられ、ついで濟南の獄に移された。そして、

濟南司李詹は之を禁ぜず、出入悉く山人に聽す。是を以て趵突（泉）・華不（注山）の間に遊目するを得ること、一月に凡そ再三なり。百日許りして暫く還る。又た至れば則ち司李に促して勘問せしむ……（中略）……司李久しく勘せず、山人再び還る。凡そ三返にして、山人遂に至らず。

と記される「司李詹」が詹謹之であることは間違いない。詹氏、字は仲庸、黃岡の人であり、崇禎年間に舉人となり、復社のメンバーであつた。復社は明末に「小東林」と呼ばれ、そのメンバーの多くが反清運動に参加した。⁽³⁷⁾閻爾梅もそのメ

ンバーであったことを考えれば、詹氏が昔の誼で閩の便宜を圖った可能性が高い。しかし、順治十二年（一六五五）に、詹が閩に濟南に歸るよう知らせたのに、閩爾梅は戻ってこなかった。詹は初め閩の逃亡を信じず、必ず濟南獄に戻ると考えていたが、結局戻らず、詹がやむなく徐州の官員に逮捕令を下した時には閩はすでに彼の先人の塚を平らにして河南に逃げてしまっていた。⁽³⁹⁾ これを見れば、詹謹之が閩爾梅を逃がしたというよりも、むしろ閩が詹の信頼を裏切ったと言った方が正しい。『復社姓氏傳略』には、詹は病氣のために歸郷したとするが、⁽⁴⁰⁾ おそらく事件の責任を問われて職を失ったのだろう。

閩爾梅が逃げる前に、妻の張氏と妾は首を吊って自死した。閩爾梅は長子閩昊を淮安の友人に託してから、八歳の次子閩嬰を連れ、逮捕される直前に急いで沛縣に去り、河南の虞城縣の友人に嬰を託した。閩嬰は翌年夏邑・杞縣等の地を轉々として許州で閩爾梅と再會した後、また一人で臨潁に逃げ、順治十三年（一六五六）兄の閩昊と再會した。兄弟は師弟關係を装った。やがて人の知るところとなったものの、河南人に庇護されて難を免れた。⁽⁴¹⁾ 康熙二年（一六六三）大逆案の緊張が漸やく緩み、閩爾梅と閩嬰は沛縣に歸ったが、間もなく仇家から告發され、再び逃げた。⁽⁴²⁾ 康熙四年（一六六五）九月、父子は密かに北京に行つて、刑部尙書の龔鼎孳に助力を依頼した。龔は閩爾梅の年齢を七十三歳と偽り（實は六十三歳）、高齢ゆえに寛恕されたいと陳情し、同年十二月に大逆案は終わった。⁽⁴³⁾

閩爾梅は翌年歸郷すると、今度は西北に向い、太原で遺民の傅山と會った。ついで東南に向おうとしたが、三藩の亂のために叶わず、康熙十八年（一六七九）郷里で死去した。⁽⁴⁴⁾ しかし、彼の子らはいつまた事件が蒸し返されるのではないかと常に心配していた。閩昊は晩年に性格が偏屈となり、しばしば酒に酔つて自暴自棄になり、壯年にして死去した。⁽⁴⁵⁾ はその後國子監に入ったが、科擧に應じることなく、康熙三十一年（一六九二）に死去した。⁽⁴⁶⁾

閩爾梅父子は遺民として生を全うしたが、閩爾梅が龔鼎孳・魏裔介など清朝の官員と親しく、閩嬰が國子監に入學していることに注意する必要がある。閩嬰の死後、彼の長子閩圻が原籍地である虞城縣で科擧に参加し、康熙四十八年（一七

○九に河南の受験者中首位の成績で進士となった。⁽⁴⁶⁾ 彼は翰林院編修に任ぜられ、『明史』の編修官となった。雍正元年(一七二三)には工科掌印給事中に轉じ、翌年會試同考官を務めた後、病氣のために引退した。彼の子閻陳錫の最終官歴は詹事府主簿であった。⁽⁴⁷⁾ 閻昉の次子閻封は增廣生であり、三子堅・四子城はすべて官員の家系の女と結婚した。⁽⁴⁸⁾ 『閻氏族譜』によれば、その後閻家の人口は次第に増え、生員となった者や功名を得た者も少なくなかった。⁽⁴⁹⁾

第二節 閻大鏞と乾隆文字獄

閻爾梅一家は、科擧によつて次第に沛縣の有力な一族となつていった。しかし、大逆案が收まつてから約百年後にまたしても文字獄に巻き込まれた。この事件の始末は軍機處檔(『清代文字獄檔』に收録)と清實錄に記録されている。乾隆二十六年(一七六二)五月二十九日の乾隆帝への報告は、兩者の文字が全く同じである。乾隆帝は軍機大臣等に次のように指示した。

劉墉の奏に據るに、「沛縣監生閻大鏞抗糧拒差誣官逃走旋經拿獲未結一案」、其の情形異常に桀驁なるに因りて、隨いて該犯の詩稿二紙、并びに伊の祖閻爾梅・伊の伯閻圻の稿本及び閻爾梅罪を犯す時の文移一本を查出し、粘籤進呈し、并びに該犯の家内を査するに、伊の詩稿存留する無きも、其の情理を揆れば、必ず悖逆の詞に係り、曾て銷燬を経る等の語あり。閻大鏞監生を以て糧に抗し差を拒み、情惡む可きに屬す。治するに應に得べき罪名を以てし、已に寬貸すべき無し。查出せる稿本の各條に至りては、朕を以て之を觀るに、愚賤無知に過ぎず、尙お悖逆の語無し……(中略)……着して原摺を將て鈔録し、粘籤せる稿本と并せて高晉・陳宏謀に交與し、其れをして確切に嚴訊し、并びに心を悉して跣訪せしむ。及び該犯の悖謬の詩文、留遺して外に在ること有りや無きやの處、公を秉りて推勘し、律を按じて定擬し具奏せしむ。⁽⁵⁰⁾

趙志毅氏は、閻大鏞案は單なる文字獄ではなく、抗糧にも起因するものであるとする。⁽⁵¹⁾ 閻大鏞は曾祖父の事件を知つて

いたはずであり、官府をあえて怒らせるようなことをするようには思えない。この事件に關する政府の記録は他に残っていないが、『里居譜』によれば、閻大鏞には抗糧などの意圖はなかった。

乾隆初、税課を徴するに活串を用いるは、其の民に便なるを取るなり。而して弊端も亦た是に由りて生ず。宏毅公（大鏞）門客をして税課の尾欠を完うせしめ、未だ行わざるに、某氏婢に倩いて出でて什物を捐買せしむるも物價に厳しくせず。門客東樓上（閻夫人）の意に拂うを恐るるや、即ち税課を完うするの資を分け、物を市いて返り、而して課銀全清を以て報ず。⁽⁵²⁾

閻大鏞は門客に税金を納めに行かせたが、門客はかえってそれを用いて閻の妻に物を買ひ、主人には納税したと嘘をついた。後に、縣吏が閻家を訪ねて納税を促したので、閻大鏞は門客を問いたしたが、やはり納税したと言ひ、閻大鏞もこれを信じた。その後も繰り返される縣吏の督促に激怒した大鏞は縣吏を毆つて、二重徴收を訴えようとした。なぜそのような過激な行爲に至つたのだろうか。

康熙年間から三連串票が實施され、納税時に納税者・收税者・縣政府それぞれに串票を保存させ、検査に備えさせた。その後多くの地域ではより簡単な活串を使用し、納税者だけに納税金額を示した活串を發給するようになったところ、胥吏が機に乗じて税金を着服するという事態がしばしば生じた。⁽⁵³⁾ このような背景を考えれば、閻大鏞は縣吏が自分から財物を脅し取ろうとしているのだと誤解したのかもしれない。

當時の知縣は荊如棠である。彼は乾隆十三年（一七四八）に進士となり、二十二年五月に沛縣に着任した。⁽⁵⁴⁾ 荊は有力な一族である閻氏から恨みを買いたくなかつた。また、滞納の税金が少なく、縣吏が活串を帳消しにするのを忘れた可能性もあると考えて、仲介者に頼んで閻大鏞と和解しようとした。閻大鏞はこれを拒み、密かに北京に直行して荊如棠を告發しようとしたが、途中で母が危篤に陥つたという知らせを受けて引き返した。⁽⁵⁵⁾ 一方、大鏞の行動に驚いた荊如棠は反撃を餘儀なくされた。『里居譜』は次のように述べている。

（閩）士金固より族を圯る兇人なり。又、新たに正に官醫と做るに寅緣して荊の鼻息を仰ぐこと素よりなり。嘗て田産細故を以て、群従と訟を構え、未だ嘗て直を得ず。荊の言を聞き、遂に手を藉りて仇を復する計を爲し、且つ長・次兩房と並びに之を傾覆せんと欲す。因りて荊に説きて曰く、「宏毅北に行き、已に測るべからず。而して『侯俟詩集』ありて語に忌諱多し。此の集を持さば、以て此の案に敵すべし」と。…（中略）…士金曰く、「僕若輩と同堂の兄弟なりと雖も、實に皆怨敵なり。吾公の爲に計り、兼ねて自らの爲に計るは、可ならんか」と。荊曰く、「若何にして可なるか」と。曰く、「昔、我曾王父家を破りて起義し、濟南獄に入り、後に逃免すと雖も、今に至り孫・曾惴惴とし、惟だ舊案の復た發するを恐る。何ぞ竟に某人の後爲りて今に至りて猶お不軌を懷くと詳せざるや。則ち一網打盡なり」と。…（中略）…（荊如棠）遂に具詳稟揭す。故に公甫めて歸るや、即ち捕らえられて銅山獄に付く。凡そ我が族姓、小大戦惧し、胥な頸を延べて死に就くの心有り。親知禍を畏れ、敢えて慰問するもの莫し、咸な赤族の禍は足を翹げて待つべしと以うなり。⁽⁵⁶⁾

ここからは、官醫である閩士金が屬する三房と閩大鏞が屬する四房そして長房・次房との對立が存在していたことがわかる。閩士金は對立者たちをまとめて罪に陥れ、自らは告發した親族として免罪を圖つた。⁽⁵⁷⁾ 荊如棠は閩大鏞の投獄後、江蘇學政劉墉と共に謀し、閩大鏞の『侯俟集』から「躬耕して苟全を學ぶ」という字句を抜粹して乾隆帝に上奏した。⁽⁵⁸⁾

乾隆帝の命を受けて兩江總督高晉と江蘇巡撫陳宏謀は六月十四日に『侯俟集』を搜し出した。二人はまた、前任の知縣李棠が『侯俟集』には政府の禁忌に觸れる部分があることを早くから知りながら、閩大鏞を召喚して訓辭を與え、『侯俟集』の書版と既に印刷された本を沒收して焼却するにとどめたことも明らかにした。⁽⁵⁹⁾ 同治『徐州府志』によれば、李棠の在任期間は雍正十三年（一七三五）から乾隆元年（一七三六）である。⁽⁶⁰⁾ しかし、乾隆二年に彼が知縣として沛縣城を修めたとも記載している。⁽⁶¹⁾ 李棠が編纂した乾隆『沛縣志』には、乾隆二年に「海陽李公棠來たりて是の邑を宰る」とある。⁽⁶²⁾ また、李棠の子李承庚は、父が乾隆六年に離任したと供述している。⁽⁶³⁾ これらから判斷すると、李棠が『侯俟集』を焼却したのは、

乾隆二年から六年までの間ということになるだろう。

井上進は、乾隆初年の段階では、李棠のこの處置は十分厳しいものだったとする。⁽⁶⁴⁾しかし、乾隆『沛縣志』には閩爾梅の「泰山行宮碑記」が含まれている。この文章は約章堂本『白香山人文集』の目録には載っているが、本文は見当たらない。『沛縣志』でも前半一葉のみあり、後半の一葉の文字が版木から削がれ、ただ梓線が残っている。⁽⁶⁵⁾忌諱の字句があったから削除されたのかもしれない。これらの證據から推測すれば、『俟俟集』の件を中央政府に報告しなかったのは、事態の擴大を防ぎ、閩氏を守るためだったのだろう。

乾隆帝もそれに気づいたからこそ、「李棠惟だに之を置きて論ぜざるのみならず、且つ伊の全集を將て盡く追燬を行い、惡跡をして消滅して遺すことなからしめんと欲す。其の代りに掩覆を爲すは、逆惡の甚に與る者にあらずや」⁽⁶⁶⁾と指摘した。李棠の焼却が不徹底であったため、高晉は『俟俟集』刊本を乾隆帝に上呈し、その内容について官吏を譏刺し、不平に憤激するところあり、甚しきは清朝皇帝の廟諱を避けず、更に狂悖語句があると報告した。乾隆帝は激怒し、「呂留良の例を引きて」嚴重に措置するよう命じた。⁽⁶⁷⁾

雍正年間に起きた呂留良案では、呂留良と彼の長子呂葆中が戮尸、七子呂立中が斬立決、子孫は寧古塔に送られて奴隸にされ、財産は競賣にかけられた。⁽⁶⁸⁾この例に従えば、沛縣には閩爾梅の子孫がいなくなつたはずである。しかし、清實錄・軍機處檔はいずれもこの事件の結果に言及していない。吳哲夫は閩大鏞が凌遲處斬されたとするが、その根拠は不明である。一方、『里居譜』は大鏞が獄中で病死したと述べ、獄中で書いた詩についても詳しく記載している。⁽⁷¹⁾そして、その後も閩大鏞の子孫は依然として沛縣に住んでおり、一族全體が巻き添えとなった可能性は低い。⁽⁷²⁾

以上のことをまとめると、閩大鏞事件の直接の原因は地方官と地元紳士との衝突及び閩氏内部の軋轢にあり、文字獄に起因するものではない。そして、このような例はほかにもあった。乾隆五十年（二七八五）の孔繼汾『孔氏家儀』を禁じた事件も曲阜知縣と衍聖公家との衝突から始まり、孔繼汾を告發したのは親族の孔繼戍であった。⁽⁷³⁾こうした事件を單純に

「文字獄」に分類すれば、清代特に乾隆朝における書籍統制を過大評價することになる。そして、実際には、多くの書籍が禁じられた後でも、民間では依然として密かに流通していたのである。

第三節 清初閩爾梅集家刻本の一考察

閩爾梅の「日刪集自序」によれば、彼は天啓二年（一六二七）に『江上草』、崇禎元年（一六二八）に『疏影居詩』、四年に『與木居詩』、五年に『爨字草』、六年に『自娛詩』、八年に『日刪詩』を著した。⁽⁷³⁾ところが、以上六點の明刻本はすべて残っていない。清初に著された『蹈東集』は僅に一鈔本が南京圖書館に收藏されるのみである。⁽⁷⁴⁾閩大鏞事件が発生してから、閩爾梅の著作はすべて禁燬の列に加えられた。本節では、康熙五十二年（一七一三）靜遠堂刊、汪觀選『五名家近體詩』に含まれる『古古詩』三卷（七言律一百七十三首、五言律五十九首、七言絕句三十五首、五言絕句十首。汪觀の序文によれば、家刻本『白奩山人詩集』の抜粹である。北京國家圖書館・內閣文庫・早稻田大學圖書館寧齋文庫に所藏され、國家圖書館本は『清代詩文集珍本叢刊』第二六冊に収録）を除く、現存する二つの清初刻本閩爾梅詩文集について検討する。

（一）吳興校本『白奩山人詩集』十一卷。南京圖書館藏。

民國七年（一九一八）に張相文は北京の露店で『詩集』を入手した。張は『閩古古全集』を出版してから、江寧圖書館⁽⁷⁵⁾に寄贈し、現在は南京圖書館に收藏されている。原書の表紙には「民國十一年十二月張先生相文贈」という文字が見える。各卷首には、「古沛閩爾梅古古氏著」と書かれた下に「男吳、興全較」という文字があり、豹韋堂本にはこれがないために、假にこれを「吳興校本」と呼ぶ。

吳興校本には卷數が示されないが、実際には古逸・樂府・四言古・五言古・七言古・五言絕・七言絕・五言律・七言律・五言排律・七言排律の十一卷に分けられている。七言絶はさらに南直隸・北直隸・河南・陝西・江西・湖廣集、五言

絶は南直隸・北直隸・山東・河南・山西・山西集、七言律は南直隸・山東・河南・山西・陝西・江西・湖廣・四川集に分かれる。閻爾梅の自註が散見し、例えば「遊揚州梅花嶺」には「此下皆『日刪集』舊稿、錄之」、「村居」には「舊刻『日刪集』内、今稍改訂」、「西村」には「以下『蹈東集』、今附於此」⁽⁷⁷⁾と見え、ここから、呉昉校本は少なくとも『日刪集』と『蹈東集』の内容を一部含んでいることが分かる。

七言絶・五言絶・七言律三卷は創作地により分けられており、また詩作の場所と時間を説明しているところを見れば、閻爾梅が存命中に編集したものでろう。閻爾梅には「禍を賣う詩文、數を盡して刪る」、また「豹韋堂の下に草を重ねて刪る」⁽⁷⁸⁾などの詩句がある。孫の閻圻も、祖父がその晩年に詩文を整理し、「煩を去りて簡に就き、什一を千百に存す」⁽⁷⁹⁾と記している。以上のことから、呉昉校本はおそらく閻爾梅の自選本であると考えられる。詩の數は今まで知られている限りの版本のなかでは最多であり、また最も早い時期の刊本であると言える。『白舂山人文集』も同時に刊刻された可能性があるが、南京圖書館にあるのは『詩集』だけである。

(二) 豹韋堂本『白舂山人詩集』十卷、『白舂山人文集』二卷。天津圖書館・北京國家圖書館・上海圖書館(二種)・中國社會科學院圖書館・東洋文庫・靜嘉堂文庫藏。

この版の『詩集』は合せて十卷あり、卷數を明記し、順番に古逸・樂府・五言古・七言古・五言律・七言律・五言絶・七言絶・五言排律・七言排律に分けられている。卷六すなわち七言律は更に上・下卷に分かれる。『文集』上卷は記・序・賦・傳・論・碑記を収め、下卷は議・書・疏・誌銘・跋・啓・題・雜錄を収めている。現存諸本では、「重修泰山行宮碑紀」「關帝閣碑記」「貽王按臺書」「再貽王按臺書」「上趙漕撫書」「爲史閣部丁高興平鎮軍奏記」「問沛城之從賊者」「責城中親友帖子」の八篇が目録にはあるものの、本文は無い。

豹韋堂本『詩集』の篇目は、呉昉校本と比べて明らかに少ないだけでなく、字句と注文の削除が見られる。例えば、

「擊壤歌」の引言では「方今淳風既邈、民生憔悴、烏能睹所謂不識不知、出作入息者乎」と「若贊若頌、將以論世也」の二つの字句が削除されている。また、「垓下歌」の引言では「余故擬之、以見古今英雄舉事、愛天下不及愛婦人者、非獨一項羽也」という部分が削除されている。⁽⁸¹⁾これは政府や吳三桂を非難したものでろうか。

『四庫禁燬書叢刊』集部第一一九冊と『續修四庫全書』第一三九四冊には天津圖書館藏豹韋堂本の影印本が收められている。天津本には「半僧」「魯庵汪氏藏書」「汪其渭印」「魯庵珍賞」「直隸教育廳檢查圖書之印」「天津圖書館藏」等が押されるが、汪其渭（魯庵）については未詳。天津本の「白耑山人集序」と「古逸題辭」を合わせた五葉が失われており、『四庫禁燬書叢刊』の收録本はこれを國家圖書館本により配補している。しかしながら、この五葉が『文集』の前に置かれているのは明らかに誤りである。國家圖書館本には藏書印がなく、刊記には「泗上閻古古先生著／白耑山／全集／豹韋」と見えるが、下半部が殘缺している。黃雲師の「白耑山人集序」が全書の最初に置かれ、「古逸題辭」が『詩集』第一卷「古逸」の前に置かれる。

上海圖書館本甲は完本であり、刊記に「泗上閻古古先生著／白耑山人／全集／豹韋堂藏板」と見え、「半哭半笑樓主」「右任」「于氏世守」などの印から于右任の舊藏と分かる。上海圖書館本乙は、『詩集』卷四・五・六・八・十と『文集』卷上・下が殘缺し、『詩集』卷七は他本により抄補されている。卷首に「郡後學孫運錦繡田輯」「湘鄉左仁清校訂」と記し、批注・校語があり、「容家書庫」「來燕榭珍藏記」「黃裳青囊文苑」「黃裳藏本」などの印が押されている。來燕榭は有名な藏書家である黃裳の書齋名であり、跋にも「癸巳初春吳下玄妙觀收、付工重裝、半載始畢、黃裳記」と見え、一九五三年に蘇州で購入したものであるとわかる。『續修四庫全書』收録本の「白耑山人集序」と「古逸題辭」は上海本乙より配補している。中國科學院圖書館の豹韋堂本は未見である。

日本では東洋文庫・靜嘉堂文庫が各々一部を所藏している。東洋文庫本には「瑞軒」「陶元父」「藤田劍生藏書之記」「東洋文庫」などの印が押されている。陶元父については未詳だが、瑞軒は清代蘇州の藏書家、藤田劍生は東洋史學者藤

田豊八（號は劍峰）であり、彼は清末民初期に中國に長く滞在し、京師大學堂教習などを歴任した。

靜嘉堂本は、『靜嘉堂祕籍志』には「『白舂山人集』清閻爾梅撰。詩十卷、文二卷。刊六本」と見える。⁽⁸³⁾しかし、『靜嘉堂文庫漢籍分類目錄』に「『白舂山人詩』八卷、『文集』二卷。清閻爾梅撰。清刊」と記載され、『日本現存清人文集目錄』も『詩集』を八卷とする。⁽⁸⁵⁾筆者の調査によると、靜嘉堂本は実際には『詩集』十卷と『文集』二卷であり、「萬硯堂珍藏書畫記」「歸安陸樹聲藏書之記」「一床書」「靜寄」「靜嘉堂藏書」などの印が押されており、陸心源・陸樹聲父子の舊藏であつたことは間違いない。東洋文庫本と靜嘉堂本は全本であり、「白舂山人集序」と「古逸題辭」五葉の位置を除けば『四庫禁燬書叢刊』『續修四庫全書』景印本と全く同じである。

豹韋堂本と吳興校本との内容には大きな差があるが、版式（每半葉八行、行二十三字、白口、單魚尾、四周單邊）や字體が全く同じであり、更に「白舂山人集序」も同じ板木から印刷されている。しかも豹韋堂は閻爾梅・閻昶の書齋である。⁽⁸⁶⁾これらを考えれば、豹韋堂本と吳興校本はいずれも閻氏家刻本ということになる。おそらく吳興校本は初刊本であり、試し刷りされた程度なので、現存するものが少ないのであろう。後に閻氏の子孫は吳興校本が禍を招くことを恐れて各巻の初めの「男昶與全較」という文字、そして「燕市吟」などの極めて危険的な詩文・忌諱の字句を削除し、豹韋堂本を作った。豹韋堂本の流通範圍は吳興校本より明らかに廣かった。ところが、閻大鏞事件が発生すると、閻家が收藏していた『白舂山人集』と閻圻『閻耕樓集』『頤養堂集』と閻大鏞『俚俚集』の板木は悉く焼かれ、未焼却の部分は抄書官が掲載して北京に搬送された。⁽⁸⁸⁾

第二章 清末における閻爾梅著作の重刊

乾隆時代に『四庫全書』の編纂が始められてから、山東・江蘇・浙江・湖北省などで『白舂山人集』の刻本・鈔本や汪觀の選本が沒收され續けた。『纂修四庫全書檔案』には二十例が見え、その時期は乾隆四十年（二七七五）⁽⁸⁹⁾から同五十五年⁽⁹⁰⁾

にかけてであった。乾隆四十八年には、高晉が江蘇省で二十二部の『白耄山人集』を沒收しているのを見て、⁽⁹¹⁾沒收が勵行されていたことがわかる。

しかし、光緒年間に閻爾梅の詩文集は徐州で再刊された。閻氏はこの再刊に参加しておらず、これを擔つたのは徐州知府桂中行と江南出身の士大夫馮煦であり、地元知識人も協力した。本章では、禁書再刊と地方社會との關係を検討する。

第一節 金陵書局から雲龍書院へ

清代檔案から見れば、文字獄と禁書政策の強度は地域によって大きな差があり、とくに「江南八府」とその周邊に集中していた。ところが、嘉慶朝以後の政治形勢の變化、とりわけ太平天國を経てから、政府の制御力が衰え、文字獄も少なくなり、禁書の收藏・閲讀や議論は次第に公然化し、江南を中心として一種の流行になっていった。『白耄山人集』光緒本再刊を擔つた馮煦はその典型例である。

馮煦は道光二十二年（一八四二）に常州府金壇縣に生まれた。高祖父以上の三代は各々進士となっている。曾祖父馮新（字靜觀・復初）は醫師、祖父は巢縣の教諭、父は道光年間の舉人であつた。⁽⁹²⁾馮家の藏書はかつて非常に豊富であつた。道光三年（一八二三）、黃丕烈は蘇州で宋版『群玉集』『碧雲集』を購入したが、それらには「良常馮靜觀藏書」「馮新之印」「復初」「良常馮氏汲古齋藏書」などの印が押されており、黃丕烈は馮家の舊藏本であるとしている。⁽⁹³⁾それらが放出されたということは、當時家運が傾いていたことを示している。

咸豐六年（一八五六）太平天國軍が金壇を陥落させると、馮煦の祖父母と父母は相次いで死去し、馮煦は仲兄とともに寶應縣の親族の元に身を寄せた。⁽⁹⁴⁾彼は、家族の藏書がさらに少なくなつたと言う。

粵寇の警、先大夫高郵の東の小葛村に辟くるに、猶お善本書十數篋の存する有り。鄉村鄰右火を戒めず悉く燼かる。予少しく長ずるや、先世の遺書を求め、僅かに世夫春艤公の許に於いて『漢魏詩乘』四冊を得たり。其の書の首に皆

な靜觀公（馮新）題す。又た吳注『梅邨詩集』一部あり、第一冊を闕（闕）く。其の中の誤字、又た公朱筆を以て上方に正し、精審なること匹無し。此の二種の外、則ち一冊一巻無し。⁽⁹⁶⁾

「吳注『梅邨詩集』」とは、吳翌鳳註本『梅村詩集箋註』のことである。吳偉業の詩文集は乾隆四十四年（一七七九）に禁燬されたが、嘉慶十九年（一八一四）吳翌鳳滄浪吟榭刊本が蘇州で刊行された。後に滄浪吟榭本から湖北官書處重刊本・新化三味堂覆刻本が派生し、廣く行われた。馮新が吳註『梅村詩集』を校勘していることから、繰り返し讀んだことがわかる。馮煦も梅村詩を愛讀し、白居易詩に勝るところがあるという高評價を與えた。⁽⁹⁷⁾

同治七年（一八六八）馮煦は金壇に歸り、翌年から南京の鍾山の惜陰書院で學びながら金陵書局で働いた。彼は曾國藩の幕僚でもあった。書局での同僚には汪士鐸・戴望・張文虎等がいた。⁽⁹⁸⁾ 南京人汪士鐸は咸豐五年（一八五五）に太平天國から避難していた時、士人は功名の追求に加えて歴史を學ぶべきであるとして、彼が擧げる史書の中には『三藩紀事本末』『萬曆野獲編』『明季北略』『明季南略』『明季野史』等の明末清初の史書も含まれる。⁽⁹⁹⁾ 『明季野史』が何を指すのかははっきりしないが、『三藩紀事本末』『萬曆野獲編』などが乾隆禁書である。湖州德清の人戴望は同治年間から李慈銘・錢綺・傅以禮等江南知識人と禁書收集・交流のグループを形成し、顧炎武の反清詩に「韻目代字」という暗號システムがあることを發見した。⁽¹⁰⁰⁾ 張文虎は王夫之の『讀四書大全』『讀通鑑論』等を校勘している。⁽¹⁰¹⁾ 彼らが馮煦にどのような影響を與えたかは不明だが、曾國藩からの影響には證據がある。

同治三年（一八六四）、曾國藩は安慶で創設した書局を南京に移轉させ、金陵書局（後に江寧書局・江南書局とも言う）とし、書籍出版による文教振興を目指した。⁽¹⁰²⁾ 書局は主に正史や經書を出版していたが、翌年には王夫之『船山遺書』を重刊した。『船山遺書』には道光二十二年（一八四二）湘潭で刊行された守遺經書屋本があり、一百八十卷である。金陵書局本は三百二十二卷に増え、複數の乾隆禁書も含まれている。曾國藩は自ら「船山遺書序」を執筆しただけでなく、『禮記章句』『讀通鑑論』『宋論』等に校勘を與え、⁽¹⁰³⁾ また三十部を友人に贈呈した。彼によるこうした營爲が王夫之の著作を普及さ

せることになった。⁽¹⁰⁶⁾馮煦によれば、曾國藩は太平天國により損なわれた人心の矯正を目指していたという。⁽¹⁰⁷⁾『船山遺書』には「忠孝節義」に關する内容が多く含まれていたことが、再刊動機の一つと思われる。また、曾國藩の指示により、同治八年（一八六九）顧炎武の『肇域志』⁽¹⁰⁸⁾を出版した。

明の遺民・忠臣を尊重する氣風は南京の知識人に擴がった。光緒四年（一八七八）に馮煦は江寧府學教授趙彥修らと顧寧人處士祠に會合し、顧炎武の誕生日を記念する活動を行った。儀式終了後、趙の自宅で周宗建遺稿の卷子が示されると、皆が驚嘆して羨んだ。周宗建は天啓年間に東林黨として節に殉じ、乾隆四十一年（一七七六）『周忠毅公奏議』は遼東に關する文字があるという理由で禁燬された。趙彥修は太平天國以前の蘇州府吳江縣の書籍市において遺稿を入手し、蘇州陷落時にも幸いに難を免れた。⁽¹⁰⁹⁾馮煦はこの會合について文章を残しており、文末には「忠古の英靈汗青を照らし、今自り孤憤縑素に留む。」という詩句を記している。⁽¹¹⁰⁾

馮煦の例からは、禁書閱讀の擴大には（１）家族内部での傳承（２）同僚・友人たち相互の影響（３）太平天國以後に擡頭した漢族官員とくに湘軍系官員による提唱の三つの経路が想定される。光緒十一年（一八八五）馮煦は南京を去って徐州の雲龍書院の山長に着任した。⁽¹¹¹⁾十二年四月に一等三甲進士となり、同年あるいは翌年に徐州に歸った。十三年の末に再び北京に行き、⁽¹¹²⁾ついで翰林院編修・鳳陽知府・山西按察使・四川布政使・安徽布政使を歴任し、同三十三年（一九〇七）安徽巡撫に昇進した。⁽¹¹³⁾徐州での滞在期間は短いものの、馮煦は南京での経験を活かして知識人を育成し、『徐州詩徵』と『徐州二遺民集』の編纂に重要な役割を果たした。

第二節 『徐州詩徵』から『徐州二遺民集』へ

徐州は江蘇・安徽・河南・山東省の省境に位置し、道光末期から各省の無法者が潛伏して武裝團體を結成し、匪賊の巢窟とみなされていた。⁽¹¹⁴⁾咸豐三年（一八五三）、太平天國が江南地域を占據する一方で、捻軍が安徽省から起こった。徐州は

兩勢力から攻撃され、甚大な死傷者を出した。同治六年（一八六七）に太平天國が平定された後も天災と飢饉がしばしば発生した。光緒元年（一八七五）、黃河の水害が徐州に及び、凶作とともに天然痘が流行した。沛縣人王定勳の「大疫行」は次のように述べている。

憐れむべし我が郷疫尤も甚だしきを、阿誰旦夕に妻孥を全うせんや。僵尸縱橫疆理に枕し、藁葬のために平原亦た幾ど無し。朝朝に鍤を荷ないて埋むるに勝えず、大半の殘骸犬豚を飽かしむ。¹⁷⁾

詩人の誇張があるかもしれないが、この直後に知府として着任したのが桂中行である。桂中行、字は履眞、江西臨川人、諸生として安徽省で従軍し、曾國藩に評價されて、知縣・知府に昇進して光緒元年（一八七五）徐州に轉任し、同年母喪のため歸省した。光緒九年、再び徐州知府に任ぜられると、在任中の十二年間に地方振興に努めた。¹⁸⁾ そのかたわら書院を興し、地元の士大夫や馮煦と親しかった。¹⁹⁾ 馮煦の文集によれば、桂中行の徐州時代の文章はほとんど彼が代筆している。

咸豐十年（一八六〇）、徐州知府汪堯辰は太平天國・捻軍の脅威を前にして、禮樂文教を用いて頑民を手なづけ、士氣を奮起させることを考えた。²⁰⁾ 桂中行はさらに民風の改善を意識して、光緒十三年（一八八七）馮煦が北京から徐州に歸り約一年滞在していた時に、『徐州詩徵』の編集を始めさせた。馮煦のほかに吳縣の王亦曾・宿遷の陳環・銅山の王鳳池が編纂に加わり、三年かけて完成した。本書に収録されているのは徐州出身者の作であり、内容はほぼ災害・古跡・氣節に關するものであった。閻憑の詩二首、閻圻の詩一首、閻焯貞の詩一首、閻焜貞の詩九首が含まれるが、閻爾梅の詩はない。²¹⁾ しかし、馮煦は光緒十三年に「重建沛縣歌風書院記」の中で何度も閻爾梅に言及し、銅山・沛縣の人々がこの郷賢に倣い、儒家經典をもとに徳性を養い、最も手近なことから學べば、地方社會が調和し、徐州人に孝悌の心が芽生え、野蠻好戰の氣風が絶たれるだろうと述べている。²²⁾ 閻爾梅の文章は、反清運動と關聯づけられるのではなく、むしろ修身齊家に役立つ重要なテキストとみなされていたのである。

そして六年後、光緒十九年（一八九三）に『白舂山人集』が徐州の遺民詩人萬壽祺『隰西草堂集』とともに『徐州二遺

民集』という題で再刊された。桂中行の序文に、

予『徐州詩徵』を刻し、竟に復た銅山萬壽祺年少『隰西草堂集』・沛閩爾梅古古『白耑山人集』を得たり。伏して之を讀み、激楚の音、怨悱の旨は、竝びに變雅を鼓吹し、頽俗を鍼貶するに足る。爰に蒿庵編修（馮煦）に乞いて復た別に之を擇ばしめ、諸を木に壽む。人事に牽迫され、七歳の後に業を卒う……（中略）……編修するに『二遺民』を以てするは、以て其の志を哀れむべし。

と見え、教化の意圖は明らかである。この序文は馮煦が代筆したもので、桂中行だけでなく、馮煦の思想も反映されているとみてよい。ところが、『徐州二遺民集』の底本については説明されていない。

同治『徐州府志』によると、徐州には『閩爾梅文集』の鈔本が一部あり、卷數と收藏地は不明である。⁽¹⁵⁾『徐州詩徵』に孫運錦「次韵通甫讀白耑山人詩之作」と葉崇崧「讀閩古古先生文」が收められているが、ここのいう「詩」「文」は『徐州二遺民集』が出版される前に地元で流傳していた刊本あるいは鈔本のことだろう。徐州以外でも、『白耑山人集』は清代の私家書目に時折見られる。例えば、『明史』の總裁官徐乾學の家には一部があり、『文』二卷、『詩』十卷。閩爾梅八本⁽¹⁷⁾と彼の書目にある。また、孫殿起は民國初年に北京の琉璃廠で十卷本『白耑山人詩集』を目睹し、「刻書年月無し、約は康熙間の刊なり。卷六上・下を分かつ」と述べる。⁽¹⁸⁾これらの卷數は、いずれも豹韋堂本と同じである。前掲の七點の豹韋堂本の存在も考え合わせると、清代にこの刊本が密かに流傳していたことがわかる。しかも、『徐州二遺民集』所收の光緒再刊本『白耑山人集』の卷目・篇目の配列も豹韋堂本と同じであり、それを底本としたと判斷できる。

萬壽祺は自ら『内景堂詩』『己丑詩』『二雨齋詩』を編集したが、出版されなかった。康熙初年に、彼の門人呂維揚は『隰西草堂詩集』一卷を出版したが、道光年間には既に傳わらなくなっていた。馮煦の弟子である銅山人張伯英は、萬の詩文集は禁書とされた後、刻本は残っておらず、子孫も文字獄を恐れて所藏していなかったと指摘している。⁽¹⁹⁾しかし、確かに忌諱の字句はあったが、禁書とされたことはない。萬壽祺の長子萬蓉は歲貢生であり、その後子孫が出仕することは

なかった。⁽¹³⁾ 閻氏のような有力一族ではないので、先人の著作を編纂・出版することは容易ではなかった。そして、詩文集の發行部数が少なかったために、傳わっていないのではなからうか。

咸豐元年（一八五二）、銅山人孫運錦は萬氏の手稿をもとに『隰西草堂集』を編集し、左茂桂・左茂樹兄弟に高郵で刊行させた。⁽¹⁴⁾ 孫は道光五年（一八二五）の拔貢生であり、閻爾梅詩と吳應箕『樓山堂集』（彼が見たのは貴池縣陳之瑞藏舊刊本で、なかには「塗抹」されたところがあつたという）・『乾坤正氣集』（清末新刊本）などの禁書を愛讀し、魯一同『白耑山人年譜』の編纂にも深く関わっていた。⁽¹⁵⁾ 咸豐七年（一八五七）に孫は門人の張介・張達に咸豐元年本の錯訛を校正させ、原の板木を剗改して正誼堂本を作った。⁽¹⁶⁾ 光緒再刊本『隰西草堂集』の底本は、咸豐後刊本であつた可能性が高い。なお、上海本乙『白耑山人詩集』の孫運錦序を見れば、彼と左茂桂も閻集を再刊しようとしていたことがわかる。⁽¹⁷⁾

以上をまとめると、『徐州二遺民集』の出版以前に地元知識人による遺民の詩文閲讀・出版が始まり、桂中行・馮煦がこの潮流をさらに進めた、ということにならう。光緒二十一年（一八九五）に上虞人羅振玉の父は徐州で任官していたが、振玉に新刊の『徐州二遺民集』を郵送した。⁽¹⁸⁾ 二年後、蘇州人葉昌熾も馮煦から一部を贈呈された。⁽¹⁹⁾ 羅振玉のような知識人は光緒再刊本を通して初めて閻・萬の作品を理解した。また、「徐州二遺民」という呼稱が社會に次第に定着し、政府の閻爾梅に對する評價も變化した。光緒二十三年、沛縣知縣馬光勳が閻爾梅の墓に碑を立て、鄉賢と表彰した。⁽²⁰⁾ そして、光緒二十九年九月には、兩江總督と江蘇巡撫らが閻爾梅を「忠孝完人」で「後世の儀型と爲すに足る」として、鄉賢祠に祀るよう上奏し、年末には北京から許可を得ている。⁽²¹⁾

第三節 光緒再刊本の性格と評價

『徐州詩徵』と『徐州二遺民集』の編集には明らかな聯續性がある。ただ、後者はタイトルに「徐州」を掲げ、地方文獻の保存を装っているが、實は禁書たる『白耑山人集』を再刊したものであつた。しかし、このような現象はとくに珍

表一 禁書を含んだ清末の地方叢書

刊行年代	刊行地	叢書名	刊行者	再刊禁書
道光八年	浙江海鹽縣	『鹽邑志林』	樊維城	鄭曉『吾學編餘』
道光十六年	江蘇太倉州	『婁東雜著』	邵廷烈	吳偉業『梅村詩話』
道光十六年	河北容城縣	『容城三賢文集』	張斐然	孫奇逢『容城鍾元孫先生文集』
道光二十年	廣東	『粵十三家集』	伍元薇	黎遂球『蓮鬚閣集』
道光二十五年	江蘇太倉州	『婁東雜著續刊』	邵廷烈	吳偉業『梅村集外詩』
道光二十五年	江西寧都縣	『寧都三魏全集』	林時益	魏禧『魏叔子文集外篇』 『詩集』『日錄』、魏禮『魏季子文集』等
道光～ 同治年間	廣東	『嶺南遺書』	伍元薇	黃瑜『雙槐歲鈔』、陳子壯 『昭代經濟言』
道光三十年～ 光緒元年	廣東	『粵雅堂叢書』	伍崇曜 (すなわち元薇)	焦竑『焦氏筆乘』、『國史經 籍志』、『焦氏類林』、吳應箕 『樓山堂集』、黃宗羲『南雷 文定』等
咸豐年間	浙江台州府	『台州叢書後集』	楊晨	陳函輝『陳寒山文』
同治二年	廣東	『廣東文獻初集』	羅學鵬	黎遂球『蓮鬚閣集』、陳恭 尹『獨漉堂集』
同治七年	廣東	『嶺南三大家詩選』	王隼	屈大均『道援堂集選』、陳 恭尹『獨漉堂集選』
光緒年間	河北定州	『畿輔叢書』	王灝	王家禎『王少司馬奏議』、 孫奇逢『孫夏峰先生遺書』
光緒中期	浙江杭州府	『武林掌故叢編』	丁丙	袁宏道『西湖記述』
光緒中期	浙江紹興府	『紹興先正遺書』	徐友蘭	黃宗羲『行朝錄』
光緒中期	江西南昌府	『豫章叢書』	陶福履	徐世溥『江變紀略』、『榆溪 詩鈔』、『榆溪詩話』
光緒十七年	湖北	『湖北叢書』	趙尙輔	鍾惺『史懷』
光緒二十五年	江蘇常州府	『常州先哲遺書』	盛宣懷	李應昇『落落齋遺集』
光緒二十七年	安徽貴池縣	『貴池二妙集』	劉世珩	吳應箕『樓山堂集』、劉城 『嶧桐文集』『詩集』
光緒二十八年	安徽貴池縣	『貴池先哲遺書』	劉世珩	吳應箕『東林本末』『啓禎 兩朝剝復錄』『留都見聞錄』 『讀書止觀錄』

しいわけではない。道光年間以降、各地で出版された地方叢書には、禁書であるかどうかに関係なく、重要な地方文獻であれば収録された。したがって、禁書には地方叢書を通して再び世に出たものがある。『叢書書目彙編』『叢書書目續編初集』『叢書目録拾遺』⁽¹⁰⁾によれば、實例は以下の通りである。

明代あるいは清初の『鹽邑志林』『寧都三魏全集』『嶺南三大家詩選』を除けば、大部分

表二 豹韋堂本と光緒再刊本『白耄山人集』との篇数の比較

		豹韋堂本の篇数	光緒再刊本の篇数	留保割合
詩集	卷一	一二	〇	〇
	卷二	二七	四	一四・八
	卷三	三七	三十	八一・一
	卷四	四五	三二	七一・一
	卷五	一〇八	八八	八一・五
	卷六上	一七九	一二〇	六七・〇
	卷六下	二〇六	一五〇	七二・八
	卷七	二一	十五	七一・四
	卷八	二二一	一六〇	七二・四
	卷九	六	二	三三・三
文集	卷十	一	〇	〇
	卷上	三三	二一	六三・六
	卷下	三一	一六	五一・六

は清末の人物が新編・新刻したものである。刊行者には、邵廷烈・伍元薇・王灝・丁丙・徐友蘭・劉世珩など地元の藏書家が多いが、陶福履・趙尙輔・盛宣懷などが在職官僚の例も見られる。出版地は浙江・江蘇・廣東省等人口が集中し、經濟が発達した地域が多い。これらの地域には知識人と藏書家が多く、彼らは地方文化の發揚に熱心だった。しかも、清初に反清運動が最も激しく、禁書作者を輩出した地域が多い。乾隆帝はかつて「筆墨妄議」の事はおおよそ江蘇・浙江省に最も多く、江西・廣東・福建・湖北・湖南等にも存在すると言った。これらの地域には清代を通じて歴史記憶が聯續していたと言える。

『徐州二遺民集』は、このような地方叢書の形式で禁書を再刊する風潮の一環をなしていたが、公然と「遺民」を掲げた命名例は、管見の限りではほかにない。

しかし、清朝の官僚であった桂中行と馮煦の編集は原本に忠實ではなかった。光緒再刊本と豹韋堂本とを照らし合わせると、篇目の削除状況がわかる。

光緒再刊本では、豹韋堂本の少なくとも四分の一が削除されている。削除された篇目には次のような特徴がある。

(一) 文學的價值が重要な選擇の標準であり、凡庸な風景詩・贈答詩は多く落選した。現實に無關係な復古詩體では、古逸がすべて削除され、

樂府では「善哉行」「猛虎行」「君子行」「臨高臺」のみが残された。

(二)「元宵與龔孝升紀伯榮白仲調同用錢牧齋灯屏舊韻」のように標題に錢謙益の名が見えるもの、あるいは「春夜集駕止堂」のように文中に錢への言及があるものは一律に削除された。乾隆帝は錢の著作に對して「均しく節に死する能わず、靦顏苟活するを以て、乃ち名を勝國に託して、妄りに狂狷を肆にす。其の人實に齒するに足らず、其の書豈に復た存すべけんや。自ら應に逐細查明し、概ね燬棄を行へし」と命じていた。⁽¹⁴⁾ 馮煦はこの指示に忠實に従っていたが、その一方で史可法（答史道隣閣部）、黃道周（黃石齋先生南謫余於珠海聞送之）、傅山（訪傅青主於松莊）、王弘撰（華陰書王山史齋中）など「忠臣」に關する内容は全體保存された。

(三) 狎妓についての篇目はすべて削除された、例えば「秋夜聽妓人度曲」「王穆如王衡之携妓招飲秦淮時同周吳昉許方來蔣赤臣」「七夕有女郎見招者主人病不能往余獨醉其家題此」など。

(四) 禪修あるいは禪寺訪問の篇目、例えば「夜宿湛若僧舍」「元夜題少林方丈」などの多くが削除された。

(五) 清軍の虐殺を暗示した詩文、例えば「譚長益述其家破狀甚慘因成一首」などはすべて削除された。

(二) (三) (四) は儒家の「忠孝節義」という道德標準に合わない。明朝を偲ぶ感傷的文章には危險性はなかったが、(五) は依然として許されなかった。こうしてみると、『徐州二遺民集』の出版動機の一つは、儒家道德を用いて徐州の民風を變化させることにあり、明の遺民を忠臣の模範として清朝にも忠誠を盡すよう促すものであったことがわかる。馮煦にとつては、閩爾梅だけでなく、他の遺民の文集も同じような効果を發揮するものだった。彼はかつて表一に見える『魏叔子集』を読み、魏禧の文章が儒家士大夫の精神を育み、知識人に殉節の勇氣を與えると激賞した。⁽¹⁵⁾

『徐州二遺民集』は多くの文章が削除されたのに、以後三十年にわたって入手しやすい唯一のものであったため、廣く讀まれた。ところが、批判的な聲もあった。例えば、羅振玉は『隰西草堂集』の刪節を不満に思い、劉承幹も『白耄山人集』清初刊本の流傳は珍しく、徐州新刻は選本に過ぎないと遺憾の意を表した。⁽¹⁶⁾

辛亥革命が勃發した時、匪賊が沛縣・夏鎮を陥落させ、官員が逃亡し、徐州はほとんど無政府状態となった。民國元年（一九一二年）三月末、南方革命軍は徐州に至り、當地の秩序を回復させるとともに、強引に剪髮令を實施した。ところが、南方革命政府の統治力は弱く、民國九年まで多くの郷民が髮辮を保っていた。戦亂の爲に徐州は甚だしく破壊され、府治に保存されていた『徐州詩徵』の版本は五割、『徐州二遺民集』の版本は三割が失われた。

革命の二年後に、雲龍書院での馮煦の弟子である王嘉誥は徐州の知識人王果亭・陳沅秋らと『徐州二遺民集』を補刻し、卷首に閻爾梅と萬壽祺の畫像を加え、馮煦が各々像贊を書いた。王嘉誥は補刻本の跋文で清朝を懐かしみ、現在兩遺民の氣風が残っていないことを嘆いた。徐州の多くの人が中華民国に心を傾け、清朝の遺民が少ないことを暗に皮肉ったのである。補刻本の道德的・政治的意味合いはさらに強いものになっていた。清遺民のグループ内では、補刻本がやりとりされている。例えば、民國四年（一九一五年）に鄭孝胥は萬壽祺の子孫から補刻本を贈られ、民國八年には馮煦がこれを同年進士の陳衍に贈呈している。

一方、徐州籍の革命黨と閻氏の子孫は保守派の立場に反對していた。民國二年（一九一三年）閻漢亭が閻氏を代表して家藏の閻爾梅集を持つて北京に行き、北洋政府に再刊を懇願したが、政局の混亂のために叶わなかった。漢亭は清代の拔貢生であり、清末に河南直隸州の州判を経て、當時は沛縣公署第二科科長であり、沛縣の有力者であった。民國十一年に宿遷人張相文は閻漢亭の協力により、吳嬰校本を底本として『閻古全集』を出版し、その序文で、清朝の統治と禁書政策が是非を轉倒させ、結局閻爾梅の事跡が失われたと痛烈に批判した。張は共和制度を支持し、袁世凱を代表とする舊官僚に反感を抱いていた。彼の弟子吳其轅も、跋文において、現在の中國は禽獸の域に近づき、もはや國とは言えないと述べ、もし閻爾梅が生きていたならば、必ず「賣國叛親者」の存在を恥じるだろうと述べ、閻爾梅を例として國家主義を唱導し、中華民國において「忠孝節義」は依然として價值があるものの、その対象は今や君王あるいは朝廷ではなく、國家であると言った。

『徐州二遺民集』と『閩古古全集』をみれば、光緒年間から民國初年にかけて、禁書再刊運動に地方知識人・藏書家・舊官僚・革命黨など様々なグループが關與し、その選擇標準と目的も非常に多様であつたことがわかる。社會が激しく變化している時代には、一人一人が閩爾梅集のテキストに異なる、時には相反する文脈さえ讀み込んでいたのである。

おわりに

清朝は明朝の多くの官僚と知識人を體制に迎え入れたので、そこには明末の人間關係も生きていた。閩爾梅は捕らえられた後、復社の友人詹謹之の信賴を利用して逃亡した。また、有名な「貳臣」龔鼎孳に何度救われても、爾梅は平然としていたが、龔はかえって自分が明遺民の正道にはずれ、良友に負くのを恥じると言つた。⁽¹⁰⁾ 舊習が依然として存在し、政權が不安定だったために、順治から康熙末期にかけて斷續的に殘酷な文字獄があつたとはいえ、體系的な禁書政策はとられなかった。そのため、康熙年間には明遺民の著作が多量に出版され、流傳していたが、乾隆朝に至ると禁書となつた。そこには『白耄山人集』も含まれていた。

順治の大逆案の後、閩氏は科擧を通じて地元の名門一族となつただけでなく、地方官僚からの特別な庇護も受けた。閩爾梅は沛縣に歸つた後、當時の知縣徐懋昭の訪問を「野服」で迎え、親しい友人のようであつた。⁽¹¹⁾ 乾隆初年に、知縣李棠は閩大鏞の『俟俟集』に忌諱の文字を發見し、直ちに本を燒却したが、中央政府には報告しなかつた。閩氏を保護しようとしたのだろう。乾隆二十六年（一七六一）に閩氏に再び文字獄が起る前には、知縣の荊如棠は閩大鏞との對立を避けようとしていた。閩大鏞が過激な行動に出ず、閩士金が荊如棠を挑發しなければ、『白耄山人集』は少なくともその時點では禁じられなかつたかもしれない。

乾隆三十八年（一七七三）⁽¹²⁾に各省に書物を廣く買い求めさせて『四庫全書』の編纂が始まってから、禁書政策は全國的規模で推し進められた。しかし、禁書政策を強力に實施した期間は三十年に満たなかつた。梁啓超・錢穆・蕭一山・湯淺

幸孫等は清代の文字獄・禁書を過大評價しているが、筆者はそうした見方に留保を付している杉村勇造・趙志毅・黃裳等の見方が穩當だと考える。また、劉乾・松村昂・王汎森は道光以降の禁書再刊を指摘しつつも、その具體的な過程についてほとんど明言せず、地域特有の事情を看過しているが、本稿では徐州という地域において禁書再刊の具體的様相を見てきた。

太平天國の亂の影響を受け、咸豐・同治年間に江南・廣東地域の禁書再刊運動は暫く下火になったが、光緒年間に再び盛んになった。單行本だけでなく、叢書に含まれる形で再刊されたものもある。『徐州二遺民集』について言えば、官僚である桂中行・馮煦らが禁書を再刊した目的は、郷賢の表彰による地方文化の掘り起こしに加えて、明遺民の「忠孝節義」精神を利用して、衰頹する清朝の支配體制を再興させることにあった。彼らが閻爾梅の詩文を選択した時に考えたのは、文學的價值に加えて、儒家道德に適合するかどうかだった。

『徐州二遺民集』の編纂者馮煦は最後まで清朝の遺民として生きた。彼の學生も『徐州二遺民集』によりつつ、辛亥革命後の社會に遺民精神がすでに失われていると批判した。一方、民國初年に張相文が閻氏家族の助力により、吳興校本をもとに『閻古古全集』を出版した背景には、革命黨の政治的抱負が存在した。清末民初において『白耑山人集』は三回刊行されたが、その意味はそれぞれ異なっていた。總じていえば、禁書再刊は人々がそれぞれの立場を表現する手段なのであった。

註

- (1) 梁啓超『中國近三百年學術史』、中華書局、一九八九年、一七頁。錢穆『國史大綱』、商務印書館、一九九六年、八五七―八六〇頁。蕭一山は、とくに乾隆時代の禁書摘發に人々が危機感を覚え、「句讀訓詁無用之學術」以外は研究されなくなったとする(『清代通史』中卷、中華書局、一九八六年、三三頁)。

- (2) 湯淺幸孫「湖州莊氏の史案と參訂の史家」『史林』第五卷第四號、一九六八年、四四頁。
- (3) 岡本さえ『清代禁書の研究』、東京大學出版會、一九九六年、一七～一九頁。
- (4) 井上進「樸學の背景」『東方學報』第六四冊、一九九二年、二七九～三四四頁。
- (5) 趙志毅「清代文字獄辨」『東南文化』一九九七年第三期、六八～七一頁。
- (6) Luther Carrington Goodrich, *The Literary Inquisition of Ch'ien-lung*, Waverly Press, 1935, pp. 19-37.
- (7) 丁原基「清代康雍乾三朝禁書原因之研究」，華正書局有限公司，一九八三年，二頁。
- (8) 郭成康、林鐵鈞『清朝文字獄』，群眾出版社，一九九〇年，三四頁。
- (9) 潘承玉「清初詩壇：卓爾堪與《遺民詩》研究」，中華書局，二〇〇四年，二二〇頁。
- (10) 杉村勇造「文字獄・禁書」『乾隆皇帝』，二玄社，一九六一年，九二頁。
- (11) R. Kent Guy, *The Emperor's Four Treasuries: Scholars and the State in the Late Ch'ien-lung Era*, Harvard University Press, 1987, pp. 158-171. また、ガイは、一七七〇年以前は乾隆帝の書籍に對する態度がかなり寛大だったとする (pp. 33-34)。黃愛平「四庫全書纂修研究」，中國人民大學出版社，一九八九年，四〇頁。吳哲夫「四庫全書纂修之研究」，國立故宮博物院，一九九〇年，二二四～二六六頁。黃裳「清代的禁書」『榆下雜說』，一九九二年，上海古籍出版社，一九五頁。
- (12) 劉乾「論道光年間的重刻禁書」『文物』一九八二年第六期，六三頁。
- (13) 松村昂『清詩總集敍錄』，汲古書院，二〇一〇年，二八三頁。
- (14) 謝國楨『晚明史籍考』，北平圖書館，一九三二年。Lynn A. Struve, *The Ming-Qing Confront, 1619-1683: A Historiography and Source Guide*, Association for Asian Studies, 1998.
- (15) 李爽「《錢注杜詩》決定性突破清廷禁毀令考述」『杜甫研究學刊』二〇〇九年第四期，八八～九四頁。
- (16) 王汎森「權力的毛細管作用：清代的思想、學術與心態」，聯經出版事業，二〇一四年，六〇五～六四五頁。
- (17) 管見の限り，川勝守「清初、莊氏史禍事件と南潯鎮社會」『九州大學東洋史論集』第一一號，一九八三年，一三八～一六〇頁、孔勇「乾隆朝《孔氏家儀》禁毀案新探——基於禮儀衝突與官紳矛盾雙重視角的研究」『文史』二〇一七年第四期，二五三～二七九頁に過ぎない。王雲毓「蔣士銓の戯曲制作と文字獄」『日本中國學會報』第五六集，二〇〇四年，二一〇～二二四頁）は、彭家屏の文字獄が文人の創作に與えた影響に言及する。
- (18) 吳山嘉『復社姓氏傳略』卷四「南直」，中國書店景印道光刊本，一九九〇年。
- (19) 『清史稿』卷五〇〇・列傳二八七「閻爾梅」，中華書局，

- 一九七七年、一三八二〇～一三八二頁。
- (20) 魯一同編『白耆山人年譜』、『嘉業堂叢書』、民國四年刊本所收。
- (21) 張相文編『白耆山人年譜』、『閩古古全集』、民國十一年中國地學會排印本所收。
- (22) 楊鍾義『雪橋詩話』卷一、北京古籍出版社、一九八九年七、二二頁。楊鍾義『雪橋詩話續集』卷二、北京古籍出版社、一九九一年、一二二～一二三頁。
- (23) 閩爾梅についての研究は、岡本さゝえ『清代禁書の研究』、三六一頁、劉和文『抄本魯一同選註『白耆山人詩選本』考述』『文獻』二〇一〇年第三期、七九～八二頁、松村昂『清詩總集鈹錄』、一六三～一六四頁、薛以偉「閩爾梅與史可法交游考論」『古籍整理研究學刊』二〇一五年第六期、一〇九～一一五頁、白一瑾「閩爾梅入京考論」『中國文化』二〇一七年第二期、一五〇～一六一頁、などを参照。
- (24) 閩強氏と薛以偉氏の教示によれば、二〇一〇年五月十六日に彼らが閩煥燦氏の家で家藏の閩爾梅畫像を鑑賞した際、「家乘」が話題に出ると、閩氏は木箱に収められた『世系譜』『里居譜』を示したという。
- (25) 桂中行輯、薛以偉點校『徐州詩徵』卷五、廣陵書社、二〇一四年、一九一頁。
- (26) 張相文編『閩古古全集』卷一「張相文跋」、「以家藏『文集』兩卷・『詩集』上下卷・寫本『詩集』三卷、并其家乘一帙、重緘遠寄。」
- (27) 薛以偉「清鈔本閩爾梅『蹈東集』文獻價值考論」『文獻』二〇一五年第一期、五三頁。薛氏はこの記述を以て、『蹈東居詩』は『蹈東集』の別稱であると判斷した。
- (28) 一例を示せば、卓爾堪『遺民詩』（京都大學文學部圖書館藏康熙刻本）卷三の閩爾梅の小傳には、「破產養死士、罹獄、幾瀕於死、手刃愛妾亡去。歷齊・楚・蜀・粵・秦・晉・燕・塞、被株連者數十百家、時有不及附范孟博之嘆」と見える。しかし愛妾を殺したことは、他の史料に記録がない。
- (29) 例えば、顧景星『白茅堂集』卷二六「過梵宮見閩古古遺詩・其三」、「四庫全書存目叢書」集部第二〇六冊、莊嚴文化事業有限公司、一九九七年、一五九頁、「一枝禪杖鐵爲龍、幾網芒屨老自供。跋涉萬山原愛死、闕河甘載未消烽。朝廷寬大恩隨放、司寇條章早上封。千古英雄滿襟淚、哀鳴聽入六朝鐘」。「司寇」は龔鼎孳に間違いないが、不可解なところが多い。
- (30) 白一瑾「閩爾梅入京考論」、一五一頁。
- (31) 龔鼎孳『定山堂詩集』卷三〇「老友閩古古重逢都下感賦」、「龔鼎孳全集」、人民文學出版社、二〇一四年、一〇八八頁。
- (32) 袁佑『霽軒詩鈔』卷一「園居集・閩古古逸人自邯鄲入鄴書期上已過訪兼示近詩依韻賦寄」、「四庫未收書輯刊」第七輯二七冊、北京出版社、一九九八年、二二頁。
- (33) 顧景星『白茅堂集』卷二六「過梵宮見閩古古遺詩・其二」、一五九頁。
- (34) 范曄『後漢書』卷六七・黨錮列傳「張儉」、中華書局、

一九六五年、二二一〇頁。

- (35) 「漕運總督蔡士英題報清查夙案」、張偉仁主編『明清檔案』第二五冊、中央研究院歷史語言研究所、一九八六年、A2560、「一件、直省總督馬光輝題參沛縣舉人閻爾梅、於九年十一月內咨行漕運總督催過三次、直省總督、山東巡撫催過七次等因。臣查此案於順治九年七月、准直省總督馬光輝咨拿沛縣舉人閻爾梅竝窩賊人魏君重等。隨該前總漕臣沈文奎差官赴徐、著淮徐道張斌竝徐營副將陳一貫協力將閻爾梅等犯拿獲。隨經淮徐道於八月十二日解赴直省、總督收審具疏題參。奉旨「著督、撫、按嚴拿擬罪」。於十二月該刑部備咨到臣。臣以閻爾梅等關系叛逆、不便長途往返、且先經解彼審究題參、自應仍在彼處回奏結案。當即備載緣由、移咨直省總督訖。前冬又准部咨行催、旋又咨催直省總督回奏訖。今十二年九月內、復准該督咨開、閻爾梅為濟南府推官詹謹之縱逃、又經該督題參在案。應仍聽彼處緝結。臣固無容再問矣。」
- (36) 魯一同『白舂山人年譜』。
- (37) 「閻古古全集」附錄「四世文節白舂山人傳」「濟南司李詹不之禁、出入悉聽山人。以是得遊目於趵突、華不問、一月凡再三。百日許暫還。又至、則促司李勘問：〔中略〕：司李久不勘、山人再還。凡三返、山人遂不至。」
- (38) 小野和子『明季黨社考』・東林黨と復社、同朋舍、一九九六年、五〇五―五〇八頁。
- (39) 「閻古古全集」附錄「四世文節白舂山人傳」。
- (40) 吳山嘉『復社姓氏傳略』卷八「湖廣」、「詹謹之、字仲庸、黃岡人、崇禎丙子舉人。任濟南推官、釐清宿弊、力却鹽引及嶽廟各陋規、訊讞務得實情、全活甚衆、尋以疾歸。」
- (41) 「世系譜」「五世孝太學」。
- (42) 白一瑾「閻爾梅入京考論」、一五一頁。
- (43) 「閻古古全集」附錄「四世文節白舂山人傳」。
- (44) 「世系譜」「五世文學」、「每縱酒自毀、強年而卒、遺稿亦半於病中焚之。」
- (45) 「世系譜」「五世孝太學」、「既以歸而謀生、置田於虞（城縣）、虞俗、有田者縣率勒充吏役、編戶不可支、因勉為虞諸生、聊復升太學、然終不與科舉、蓋乘時進取之意決絕久矣：〔中略〕：其時為抑鬱者、兒輩固未能盡識也：〔中略〕：元配卒、每顧所遺弱息、益觸少時所遭、慘顏返沛、途中侵風雨病作、病未久也：〔中略〕：瞑目而逝。」
- (46) 雍正「河南通志」卷四五「選舉」、京都大學文學部圖書館藏同治刻本。
- (47) 同治「徐州府志」卷二二下之上「人物傳」、京都大學附屬圖書館藏同治刻本。
- (48) 「世系譜」「五世孝太學」、閻哭「嫡出二。長圻、貢生、娶東流縣學博張公之典女孫、庠生其猷公女。次封、增廣生、娶庚午科副榜貢生、內中書劉公天眷女。庶出一。堅業儒、聘前別駕郝公繼隆女孫。城、聘乙卯科舉人蔡公日知曾孫女。」
- (49) 「閻氏族譜」。
- (50) 「清代文字獄檔」、上海書店出版社、二〇〇七年、四七九頁、「據劉塘奏、「沛縣監生閻大鋪抗糧拒差誣官逃走旋經拿

獲未結一案」因其情形異常桀驁、隨查出該犯詩稿二紙、并伊祖閻爾梅・伊伯閻圻稿本及閻爾梅犯罪時文移一本、粘籤進呈、并查該犯家內、無伊詩稿存留、揆其情理、必係悖逆之詞、曾經銷燬等語。閻大鋪以監生抗糧拒差、情屬可惡。治以應得罪名、已無可寬貸。至查出稿本各條、以朕觀之、不過愚賤無知、尙無悖逆之語（中略）……着將原摺鈔錄、并粘籤稿本、交與高晉・陳宏謀、令其確切嚴訊、并悉心躡訪、及該犯悖謬詩文、有無留遺在外之處、秉公推勘、按律定擬具奏。また『高宗純皇帝實錄』卷六三七、乾隆二十六年五月丁卯、九三四五頁を参照。

(51) 前掲註(5) 論文。

(52) 『里居譜』、「乾隆初、徵稅課用活串、取其便民也、而弊端亦由是生。宏毅公使門客完稅課尾欠、未行、某氏倩婢出捐買什物焉、而不嚴物價。門客恐拂東樓上意也、即分完稅課之資、市物而返、而以課銀全清報。」以下、『里居譜』の引用はすべて、咸豐二年の閻焯貞の文章からである。

(53) 何平「論清代賦稅征收工具及其變遷」『清史研究』一九九八年第一期、三二―三三頁。

(54) 『高宗純皇帝實錄』卷三一五、五三九、乾隆十三年五月乙巳、乾隆二十二年五月庚戌、四六二四、七八二八頁。

(55) 『里居譜』。

(56) 『里居譜』、「士金固圯族兒人、又新寅緣正做官醫、仰荆鼻息素矣。嘗以田產細故、與群從構訟、未嘗得直。聞荆言、遂爲藉手復仇計、且欲竝長・次兩房傾覆之。因說荆曰、〔宏毅北行、已不可測。而有〔娛娛（僕僕）詩集〕語多忌

諱。持此集、可以敵此案矣。〕……（中略）……士金曰、〔僕與若輩雖同堂兄弟、實皆怨敵也。吾爲公計、兼自爲計、可乎。〕荆曰、〔若何而可。〕曰、〔昔、我曾王父破家起義、入濟南獄、後雖逃免、至今孫・曾惴惴、惟恐舊案復發。何不竟詳爲某人後至今猶懷不軌、則一網打盡矣。〕……（中略）……遂具詳稟揭。故公甫歸、即捕付銅山獄。凡我族姓、小大戰俱、胥有延頸就死之心。親知畏禍、莫敢慰問、咸以赤族之禍可超足待也。〕

(57) 乾隆五年に次のような例が規定された。「一、小功・總麻親首告、得減罪三等。無服之親、減一等。其謀反叛逆未行、如親屬首告、或捕送到官者、正犯俱同自首律免罪。若已行者、正犯不免、其餘緣坐人亦同自首律免罪。」薛允升『讀例存疑』卷四「名例律下・犯罪自首」、光緒三十一年刊本。薛允升によると、この例はもともと明律の小注であり、乾隆五年に「另纂」されて例となった。

(58) 『里居譜』。典據である諸葛亮『出師表』には「臣本布衣、躬耕於南陽、苟全性命於亂世、不求聞達於諸侯」（陳壽『三國志』卷三五「諸葛亮傳」、中華書局、二〇〇二年、九二〇頁）とある。閻大鋪が諸葛亮のように機會があれば明朝を復興しようとしている、とこじつけたものか。

(59) 『高宗純皇帝實錄』卷六三八、乾隆二十六年六月辛巳、九三五九頁。

(60) 同治『徐州府志』卷六下「職官表」。

(61) 同治『徐州府志』卷十六「建置考」。

(62) 乾隆『沛縣志』卷九「藝文・新修沛城記」、〔故宮珍本叢

刊』九一冊景印北京故宮博物院藏清乾隆刻本、海南出版社、二〇〇〇年、二八一頁。また、李棠が『浦縣志』の序文を書いたのは乾隆五年であった。

(63) 『清代文字獄檔』、四八二頁。

(64) 井上進「樸學の背景」、三〇七頁。

(65) 乾隆『浦縣志』卷九・藝文「泰山行宮碑記」、二七八頁。

(66) 『高宗純皇帝實錄』卷六三八、乾隆二十六年六月辛巳、九三五頁、「李棠不惟置之不論、且將伊全集盡行追燬、

欲使惡跡消滅無遺。其代爲掩覆、非與於逆惡之甚者乎。」

(67) 『清代文字獄檔』、四八一頁。

(68) 王汎森『權力的毛細管作用：清代的思想、學術與心態』、三六〇頁。

(69) 吳哲夫『清代禁燬書目研究』、嘉新水泥公司文化基金會、

一九六九年、二二頁。

(70) 『里居譜』。

(71) 『閻氏族譜』。

(72) 孔勇「乾隆朝『孔氏家儀』禁毀案新探——基於禮儀衝突與官紳矛盾雙重視角的研究」、二五三～二七九頁。

(73) 『白舂山人文集』卷上「日刪集自序」、「四庫禁燬書叢刊」集部第一一九冊、北京出版社、一九九七年、六二四頁。

(74) 薛以偉「清鈔本閻爾梅『蹈東集』文獻價值考論」、『文獻』二〇一五年第一期、五二～六〇頁。

(75) 張相文編『閻古古全集』卷一「張相文跋」。

(76) 張相文編『閻古古全集』卷一「鄧之誠跋」。

(77) 『白舂山人詩集』五言古「遊揚州梅花嶺」、五言律・南直

隸集「村居」、七言律・南直隸集「西村」、南京圖書館藏清初刻本。

(78) 『白舂山人詩集』卷六下「王子雲自巴河來晤」、卷八「黃龍潭三月十五日有感」、五〇九、五六九頁。

(79) 『閻古古全集』附錄「四世文節白舂山人傳」、「去煩就簡、存什一於千百」。

(80) 『白舂山人詩集』古逸「擊壤歌」。

(81) 『白舂山人詩集』古逸「垓下歌」。

(82) 羅振玉舊藏「吳江縣志」にも「瑞軒」印が押され、羅氏の題記（『國立中央圖書館善本題跋真跡』、國立中央圖書館、一九八二年、七七三頁）により、光緒三十三年に「蘇州舊家」から手に入れたことがわかる。黃裳『來燕榭讀書記』（遼寧教育出版社、二〇〇一年、七〇頁）には、瑞軒について「其人家洞庭東山、所藏極富而佳。老書賈楊壽祺嘗告余其人姓氏、惜已忘之。五十年前估人載其書入市、祕本甚多、無康熙以後物」とある。洞庭東山は、蘇州府吳中縣の地名である。

(83) 河田龍編『靜嘉堂祕籍志』卷四六「別集類・白舂山人集」、靜嘉堂文庫排印本、一九一七年、一一頁。

(84) 『靜嘉堂文庫漢籍分類目錄』、靜嘉堂文庫、一九三〇年、七八二頁。

(85) 西村元照『日本現存清人文集目錄』、東洋史研究會、一九七二年、八頁。

(86) 『里居譜』、「城西十五里、有莊自王氏、四世文節購以詒之五世孝太學者、有堂曰豹韋。」

- (87) 閻爾梅『白香山詩集』五言排律「燕市吟」には「奇珍獻狻狸、令嚴雷電迅。計祕鬼神疑、弓用雙弦副。兜將百火槌、雕翎飛格矢。牛酪浸瑤邑、草穀圈三輔。膏腴占八旗、貂裘無貴賤。鵲頂辨崇卑、翻語文難譯。同音字混施、大珠微韎韜」といった政府に對する不敬な字句が見える。
- (88) 『里居譜』、「先是、『白香山詩文集』・『宣亭詩草』・太史公『閻耕樓』『憩養堂』及宏聲公之『侯侯集』『蓬擢吟』具有藏版。及公以詩句成冤獄故、家藏悉付焚、爲其銷燬未盡故、又爲抄書官捆載去（浙人、吳姓）。」
- (89) 「山東巡撫楊景素奏查獲應禁書籍委員解送摺」、中國第一歷史檔案館編『纂修四庫全書檔案』、上海古籍出版社、一九九七年、四四四～四四五頁。
- (90) 「浙江巡撫琅玕奏查繳違礙書籍情形摺」、「纂修四庫全書檔案」、二二八一頁。
- (91) 「兩江總督高晉奏續繳違礙書籍板片摺」、「纂修四庫全書檔案」、六九四頁。
- (92) 馮煦『蒿庵隨筆』卷五下、文海出版社、一九六七年、六一五～六二二頁。
- (93) 黃丕烈撰、余鳴鴻・占旭東點校『黃丕烈藏書題跋集』、上海古籍出版社、二〇一五年、四二三～四三八頁。今『群玉集』『碧雲集』は臺北の傅斯年圖書館に收藏される。
- (94) 馮煦『蒿庵續稿』卷三「族譜自序」、一七九三頁。
- (95) 馮煦『蒿庵隨筆』卷三、三二六頁「粵寇之警、先大夫辟高郵之東小葛村、猶有善本書十數簞存。鄉村鄰右、不戒於火、悉燼焉。予少長、求先世遺書、僅於世夫春饒公許得
- 『漢魏詩乘』四冊。其書皆首靜觀公題。又吳注『梅邨詩集』一部、閻〔闕〕第一冊、其中誤字、又公以朱筆正於上方、精審無匹。此二種外、則無一冊一卷矣。」
- (96) 「閩浙總督三寶奏繳應禁各書情形摺」、「纂修四庫全書檔案」、一〇九七頁。三寶の奏文によると、『吳梅村全集』の禁燬の原因は、錢謙益の序と書載せていたことにあり、『吳梅村詩』の場合は、錢謙益の唱和詩篇が含まれていたことにあった。
- (97) 馮煦『蒿庵隨筆』卷三、一二八頁。
- (98) 陳義杰整理『翁同龢日記』第四冊（光緒十二年五月二日、中華書局、一九八九年、二〇二二頁）には、馮煦について「在江寧書局二十年、猶是曾文正幕客、通材也。」と述べる。
- (99) 蔣國榜『金壇馮蒿庵先生家傳』『辛亥人物碑傳集』、團結出版社、一九九一年、六六一頁、「同治己巳、公入書局、師友之間、猶及侍汪君士鐸・張君文虎・戴君望等。」
- (100) 汪士鐸著、鄧之誠輯錄『汪悔翁乙丙日記』卷一、文藝閣、一九三六年、二〇頁。
- (101) 王汎森『權力的毛細管作用：清代的思想、學術與心態』、四三七、六二二頁。
- (102) 陳大康整理『張文虎日記』、同治四年五月七日、閏五月九日、上海書店出版社、二〇〇一年、三七、四三頁。
- (103) 大西寬「清代の官書局の設置について」『長澤先生古稀記念圖書學論集』、三省堂、一九七三年、一七四～一八一頁。
- (104) 曾國藩「船山遺書序」、「船山遺書」、同治四年金陵書局

刊本所收。

- (105) 『曾國藩全集・日記三』、同治六年七月二十一日、嶽麓書社、一九八七年、一四〇三頁。
- (106) 李志茗「金陵書局考辨——以晚清同光時期爲中心」、『史林』二〇一一年第六期、九五頁。
- (107) 馮煦『蒿庵隨筆』卷二、六八頁、「金陵爲洪・楊窟宅者十餘年、習尚所漸、賊仁殘義、人心幾不可問……(中略)……使人知所歸嚮、以化其囂然不靖之氣。」同書卷五下、六一一頁、「同治甲子金陵平、曾文正督兩江……(中略)……皆被服儒素、力矯流俗。」なお、『蒿庵隨筆』には王夫之への言及が多くみられる。
- (108) 校勘者は汪士鐸であり、校勘の底本にある成蓉鏡の奥書「國立中央圖書館善本題跋真跡」、七〇一頁」が「湘鄉相國欲以活字板行之」と記す。
- (109) 馮煦『蒿庵類稿』卷二「祭顧處士祠竝觀周忠毅遺稿記」、一二三九～一二四〇頁。
- (110) 馮煦『蒿庵類稿』卷七「周忠毅墨跡遺卷送藏焦山寺詩」、四四九頁。
- (111) 李爽(前掲註(15) 論文)は、『錢注杜詩』の再刊を曾國藩・四川總督吳棠が助成したことを指摘する。
- (112) 馮煦「養真室集序」(王嘉誥「養真室集」、北京大學圖書館藏民國十三年刊本)、「乙酉、予游徐、主雲龍講席。」
- (113) 馮煦「養真室集序」、「丁亥冬、予北征、與劭宜別。」劭宜は雲龍書院における弟子王嘉誥のことである。
- (114) 『清史稿』卷四四九・列傳二百三十六「馮煦」、一二五四
- 一～一二五四二頁。
- (115) 李星沅「李文恭公奏議」(京都大學附屬圖書館藏清同治五年序刊本)卷一六「江督・附奏辦理徐州府屬外來匪徒片子」(道光二十七年)に「徐州府屬界連豫東、向多伏莽之慮」とあり、李鴻章「李文忠公奏稿」(京都大學文學部圖書館藏光緒三十四年刊本)卷十四「會籌分別遣留各軍摺」(同治七年)に「江蘇徐州毗連東・皖・豫邊界、土匪出沒無常、最爲重鎮」とある。
- (116) 同治「徐州府志」卷五「紀事表下」。同志の卷二中之上「人物傳」には、官民の大量の戦死、殺害、殉節の例を擧げている。
- (117) 『徐州詩徵』卷五、一八三頁、「可憐我鄉疫尤甚、阿誰旦夕全妻孥。僵尸縱橫枕疆理、藁葬平原亦無幾。朝朝荷鍤不勝埋、大半殘骸飽犬豚。」
- (118) 『清史稿』卷四五一・列傳二三八「桂中行」、一二五六〇～一二五六二頁。
- (119) 馮煦『蒿庵類稿』卷一七「桂履眞六十壽序」、九五五頁。桂中行は遺稿を馮煦に託したが、その後散逸したようである。馮煦「蒿叟隨筆」附「遺囑」、文海出版社、一九六七年、六六八頁。
- (120) 同治「徐州府志」後序、「以禮樂文教漸摩其梗頑、而振興其士氣。」
- (121) 馮煦『蒿庵類稿』卷一五「徐州詩徵序」、八一三、八一四頁。
- (122) 桂中行輯「徐州詩徵」卷五、一八六、一八七、一九一

一九四頁。

- (123) 馮煦『蒿庵類稿』卷二二「重建沛縣歌風書院記(代)」、一二〇五頁、「徵之閭古古之經術、朱伯宅之詞章、亦儒林選也……(中略)……足備國家一日之用、下亦致其一偏一技一曲之學、不失爲閭・朱、沛何必不甲他州哉。且有子於人之不犯上作亂也、而推本于孝弟。沛邇堯・沂、其民胥直而任氣、豈其性也哉、彼有所漸而致然也。誠本其得之經以淑其情性者、親親而長長、爲其下、先其下、日漸士之親親而長長者、孝弟之心油然而生、而胥直任氣之風、終世而不作。」

- (124) 馮煦輯『徐州二遺民集』序、光緒十九年刊民國二年補刊本、一頁、「予刻『徐州詩徵』、竟復得銅山萬壽祺年少『隰西草堂集』・沛閻爾梅古古『白舂山人集』。伏而讀之、激楚之音、怨悱之旨、竝足鼓吹變雅、鍼貶頹俗。爰乞蒿庵編修復別擇之、壽諸木。人事牽迫、七歲而後卒業……(中略)……編修署以『二遺民』、可以哀其志矣。」なお、馮煦『蒿廬類稿』卷一五に「徐州二遺民集序」が收められていることから、序文は馮煦が書いたことがわかる。

- (125) 同治『徐州府志』卷一九「經籍志」。

- (126) 『徐州詩徵』卷三・卷五、一〇〇、一九四頁。

- (127) 徐乾學『傳是樓書目』、『續修四庫全書』第九二〇冊、上海古籍出版社、一九九五年、九〇六頁。

- (128) 孫殿起『販書偶記』卷一四「別集類」、上海書店景印本、一九九二年、一三頁。

- (129) 張伯英「法帖提要」『萬壽祺集』、浙江人民美術出版社、二〇一四年、四九二頁。

- (130) 『徐州續詩徵』卷一「萬睿」(民國二十四年小來禽館印本)に「字瞿客、歲貢生。君爲年少先生子、宣城唐祖命允甲之婿。居城北萬家寨。終清之世、其後裔無仕宦者。年少詩云、『子孫不受北朝官。』其於種族之痛深矣。」とある。

- (131) 同治『徐州府志』卷三二下之上「人物傳」。

- (132) 『徐州詩徵』卷三、九六、一〇六頁。

- (133) 原思訓「孫運錦與《白舂山人年譜》及《寅賓錄》」、「文獻」二〇一四年第五期、一八七、一九一頁。

- (134) 『萬壽祺集』附錄五「序跋及著錄彙編・隰西草堂集跋」、四八〇頁。

- (135) 孫運錦「白舂山人詩集序」、「白舂山人集」、上海圖書館藏清初刻本、「錦家舊有藏本、亦被借失、數十年來、假鈔於諸藏書家、得之十九、欲授梓以永其傳、而綿力薄材、有志未逮。邑侯湘鄉左君、既刊萬集、願竝付剞劂、屬徵補缺遺、而舊本適別於房故書堆中檢得大半。」

- (136) 羅振玉『萬年少先生年譜』、『羅雪堂先生全集』六編第四冊、大通書局、一九七六年、一三一九頁。

- (137) 葉昌熾『緣督廬日記』第四冊、一八九七年九月七日、江蘇古籍出版社、二〇〇二年、二五七一頁、「(黃)伯雨使持碑適至、竝齎到萬年少・閻古古兩集、均夢華(馮煦)所貽也。」

- (138) 民國『沛縣志』卷一〇「職官表・馬光勳」、上海商務印書館、一九二〇年。

- (139) 「江蘇巡撫恩壽奏公舉故儒崇祀鄉賢摺」『申報』一九〇三年九月一七日、一四版。

- (140) 『德宗景皇帝實錄』卷五二五、光緒二十九年十二月丁卯、四八三九頁。
- (141) 本稿で「地方叢書」というのは、出版地を總名に冠し、地元の官員・藏書家・出版者などが編纂し、地元の人々の著作あるいは地元に関する著作を主とした叢書のことである。
- (142) 羅振玉『續匯刻書目』、范氏雙魚室、一九一四年。沈乾一『叢書書目彙編』、上海醫書局版、一九二九年。杜聯喆『叢書書目續編初集』、震東印書館、一九三一年。孫殿起『叢書書目錄拾遺』、出版地不明、一九三四年。
- (143) 「寄諭各督撫查辦違礙書籍即行具奏」、「纂修四庫全書檔案」、二四〇頁、「此等筆墨妄議之事、大率江浙兩省居多、其江西・閩粵・湖廣、亦或不免。」
- (144) 「諭內閣明人劉宗周等書集只須刪改無庸銷燬」、「纂修四庫全書檔案」、五五二頁、「均以不能死節、視顏苟活、乃託名勝國、妄肆狂狷、其人實不足齒、其書豈可復存。自應逐細查明、概行燬棄。」
- (145) 『萬叟隨筆』卷五下、五五二～五五四頁。
- (146) 羅振玉編『萬年少先生年譜』、一三一九頁。
- (147) 魯一同編『白畀山人年譜』劉承幹跋。
- (148) 民國『沛縣志』民國新志卷一・沿革紀事表「風俗」。
- (149) 『徐州詩徵』補刊徐州詩徵跋、三三九頁。
- (150) 『徐州二遺民集』王嘉誅跋。
- (151) 馮煦「閩古古先生象贊」「白畀抗節、土荳侯王。任真自得、稽散阮狂。史公秉鉞、四鎮鳴張。公起仗策、請移徐方。吾謀不用、卒殉維揚。孤懷蹇蹇、被發大荒。」
- (152) 『徐州二遺民集』王嘉誅跋、「鳴虜、代異時移、陵谷萬變、今之視昔、未知何如。而兩先生之風、則徒覓之荒煙寒水間、邈乎其不可復接也。吁足悲已。」
- (153) 勞祖德整理『鄭孝胥日記』第三冊、一九一五年七月二六日、中華書局、一九九三年、一五七〇頁、「十五日、萬氏侄婦自蘇州回、其兄繩武寄來『徐州二遺民集』及『石經峪集字』、萬年少當是其族人也。」
- (154) 陳衍『石遺室詩集』卷九「夢華持贈所刻徐州二遺民詩久欲賦謝而未成坐雨詩來遂復次韻」(『陳石遺集』、福建人民出版社、二〇〇一年、二八一頁)「浮家泛宅非長策、岸上牽船孰繫維。卻喜寓公存數子、差強儒雅不同時。素心自古宜携手、黃氣何當見上眉。怪汝遺民詩幾卷、廿年前已寫烏絲。」
- (155) 『閩古古全集』卷一「張相文跋」。
- (156) 民國『沛縣志』「續修沛縣志姓氏」。
- (157) 『閩古古全集』「張相文序」。
- (158) 張相文『南園叢稿』卷七「袁世凱軼事」、中國地學會排印本、一九二九年。
- (159) 『閩古古全集』「吳其轅跋」。
- (160) 龔鼎孳『定山堂文集』卷二五「與閩古古」、「龔鼎孳全集」、二〇四七頁、「不孝孤不才失路、慙負良友。」
- (161) 『白畀山人詩集』卷五「徐縣令見過」、「使君初不棄、父老若為驚。率爾高軒過、蕭然野服迎」、「亡命歸來晚、村居跡自韜。深知多罪譴、暫且匿蓬蒿。不殺亦云幸、先施母乃勞。」「徐縣令」は、同治『徐州府志』卷六「職官表」によ

（162）り康熙十二年で着任した徐懋昭であることがわかる。
「諭内閣傳令各督撫年限半年迅速購訪遺書」、『纂修四庫

全書檔案』、六七～六九頁。

LITERARY INQUISITION AND THE REPUBLISHING OF BANNED BOOKS IN XUZHOU 徐州 IN THE QING PERIOD : A CASE STUDY OF THE COLLECTED WORKS OF YAN ERMEI 閻爾梅

YIN Minzhi

In 1652, Yan Ermei 閻爾梅 was arrested for having become involved in the anti-Qing movement. After three years of imprisonment in Jinan, he managed to escape. Yan then lived ten years as a fugitive, when the Minister of Justice Gong Dingnie 龔鼎孳 finally helped him to receive a pardon granted by the Qing court. In 1666, Yan was free to return to his hometown in the Pei district of Xuzhou. Yan Ermei's compiled writings were first published by his two sons as the *Baida Shanren ji* 白耑山人集 (*Collected Works of Yan Ermei*). As the contents greatly offended the Qing government, the initial edition was later abridged by Yan's descendants and this second edition was called the Baoweitang edition (豹韋堂本). Considering the fact that there is only a single extant copy of the original publication yet seven copies of the abridged second edition exist in libraries holdings in China and Japan, it is likely that the abridged edition circulated more widely among readers of the Qing period.

Through success in the imperial examinations and marriage with families of Qing officials, the Yan family gradually became a prestigious family in the Pei district. In the early years of the Qianlong era (1736-1795), Li Tang 李棠, magistrate of the Pei district, discovered prohibited passages in Yan Ermei's fourth generation descendant Yan Dayong 閻大鏞's *Yuyu ji* 娛娛集. However, Li Tang merely reprimanded Dayong and did not report this incident to the imperial court in Beijing. In 1761, Dayong was brought into a conflict over payment of taxes with another district magistrate, Jin Rutang 蔣如棠. Members of Yan Dayong's own clan then reported the *Yuyu ji* to Jin, and this caused a literary inquisition of the Yan family. Even though Yan family was not widely implicated in this inquisition, Dayong died in prison, and the woodblock prints of both the *Baida Shanren ji* and the *Yuyu ji* were destroyed, and both works were added to a list of banned books.

From the Jiaqing era (1796-1820), the Qing government relaxed its policy of banning books, and this trend continued especially after the Taiping Rebellion (1851-1864) when many books that had been banned were republished. According to Feng Xu 馮煦, who had worked at Jinling shuju 金陵書局 (Jinling Book Company), the distribution of banned books in the late Qing period proceeded

through three main routes. The first route was through the inheritance of books within a family. The second route was through the mutual influence among colleagues and friends. The third route was by the advocacy of Han officials who rose to power during the Taiping Movement, especially those who belonged to the Xiang Army (湘軍) clique.

Local intellectuals in Xuzhou also collected and tried to republish the works of Yan Ermei and Wan Shouqi 萬壽祺. In 1885, Feng Xu came to Xuzhou, and with the support of Xuzhou prefectural magistrate Gui Zhongxing 桂中行, he took charge of the compilation and publication of the *Xuzhou shizheng* 徐州詩徵 (*Xuzhou Poetry Anthology*) and the *Xuzhou er yimin ji* 徐州二遺民集 (*Collected Works of Two Xuzhou Adherents of the Ming Dynasty*). The *Collected Works of Yan Ermei*, which was republished at this time in the *Xuzhou er yimin ji*, was based on the Baoweitang version. However, this version also abridged contents that did not accord with Confucian ideals, as well as those passages that made reference to slaughter by the Qing military. From the prefaces of the *Xuzhou er yimin ji*, the main aim of this publication was to inspire intellectuals to imitate Yan and Wan's loyalty by serving the declining Qing government without reservation. After the Revolution of 1911, the *Xuzhou er yimin ji* was criticized, and a member of the revolutionaries from Xuzhou published the *Collected Works of Yan Ermei* under the title *Yan Gugu quanji* 閻古古全集 based on the first unabridged edition of the text. Therefore, the movement to republish banned books must clearly be viewed from many angles as people with different standpoints interpreted the texts in very different or even diametrically opposed ways.

A STUDY OF THOSE WHO SERVED AS *SHOU GUAN* 守官 IN THE QIN PERIOD, BASED ON THE TRANSFER OF OFFICIALS IN QIANLING COUNTY

AOKI Shunsuke

A *Shou Guan* appointment was a method allowing an official to hold more than one post concurrently during the Qin and the Han periods. It has been pointed out that *Shu Guan* might function as “trial” position before one was officially appointed or had the character of an “acting” position prior to the filling of an official vacancy.

Furthermore, it has been made clear that in regard to the personnel who served as *Shou Guan* a subordinate official could serve as *Shou Guan* for a superior